
令和5年 第4回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

令和5年12月12日(火曜日)

議事日程(第3号)

令和5年12月12日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番 権藤 英樹君	2番 高木亜希子君
3番 高松 幸茂君	4番 樋口 隆三君
5番 組坂 公明君	6番 佐藤 裕宣君
7番 竹永 茂美君	8番 岩淵 和明君
9番 熊懐 和明君	10番 中野 義信君
11番 佐藤 湛陽君	12番 伊藤 善康君
13番 野鶴 修君	14番 江藤 芳光君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 浦 聖子君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 上村 貴志君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	重松 邦英君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	中野昭一郎君
総務課長	吉松 浩君	監査委員事務局長	柳原由美子君

会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	高瀬 将嗣君	税務課長	大石 恵二君
市民生活課長兼人権・同和对策室長			石井 良忠君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	石井 太君	都市計画準備課長	石井 孝幸君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長			木下 英樹君
学校教育課長	井上 理恵君	生涯学習課長	山崎 穰君
自動車学校長	松竹 信彦君		

午前9時00分開議

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） 改めまして、おはようございます。

それでは早速、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可いたします。8番、岩淵和明議員の発言を許可します。8番、岩淵和明議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 改めて、今日最初ということで、一般質問、議長の許可をいただきましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

私のほうから、今日は2点ほど御質問、項目として挙げております。1つは、基幹産業に関することについて、もう一つは、うきは市民の加入する国民健康保険税の件について、2点、市長の所見をお尋ねしたいと思います。

まず、第1点についてであります。農業基本条例の制定について、改めて求めたいと思います。

うきは市の基幹産業と位置づけている農業について、この間の人口減少と少子高齢化が深刻な状況にあります。担い手が不足して、うきは市の産業としての今後の展望が見えない現状があるという認識が私のほうにはあります。5年、10年単位で施策の展望を計画して、そして議論し、現状分析を行い、検証して方策を練り上げる、そういった基幹産業としてのあるべき姿も含めて、

関係者の理解と協力を得ながら、うきは市独自に基本方針を策定する必要があると私は強く思うんですけれども、市長の見解を、次の3点についてお尋ねをしたいと思います。

1点は、農業振興と施策に関する基本条例を制定すること。2つには、策定のため、当然ながら審議会を早期に立ち上げなければいけないというような構造になるかと思いますが、そういった関係についてどう考えているか。それから3点目には、それを支えていく農林振興課の人員の増強と体制を図ることを、改めて3点申し上げて、市長の所見をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

ただいま、農業基本条例の制定について、大きく3点の御質問をいただきました。

3点のうち、1点目の農業振興と施策に関する基本条例の制定をすることと、2点目の策定のための審議会を早期に立ち上げることにつきましては、関連がございますので併せて回答させていただきます。

農業を取り巻く状況は、全国的に高齢化に伴う農業者の減少、担い手不足、農業資材高騰等、大変厳しい状況であります。特に中山間地域では野生鳥獣や異常気象等による農作物被害などもあり、課題が深刻化していることは認識をしているところでございます。

現在、うきは市の施策としましては、福岡県の「農林水産振興計画」を基本として関係機関と協議の上、うきは市におきましては「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」を策定し、JAにじにおきましては、「JAにじ農業振興計画書」を策定しております。その中で規模拡大や高収益作物の導入を目指す担い手への機械、施設の整備に対する支援や担い手の確保、育成については関係機関と連携し、新規就農者の相談会の実施、国の事業であります「新規就農者育成総合対策事業」など多くの事業を実施し、うきは市の農業振興を行っているところでございます。

一方、国全体の農業情勢を見ると、世界的な食料情勢の変化に伴うリスク等の変化に対応するため、約20年ぶりに「食料・農業・農村基本法」が検証、見直しされているところでございます。議員御指摘の農業基本条例の制定及び策定のための審議会の立ち上げにつきましては、現時点では考えておりませんが、農業情勢等を踏まえながら関係団体と慎重に協議をしながら調査研究をまいりたいと、このように考えております。

3点目の農業振興課における人員体制の強化についての御質問であります。農林業は本市にとって重要な基幹産業であり、持続可能な農林業の振興と地域経済の活性化を進めていかなければなりません。

市としましては、平成30年度に林野庁九州森林管理局との人事交流を開始するとともに、農林振興課内に林政係を創設し、人員体制の強化を図ったところであります。また、現在も、非常

勤ではありますが農業経営、土地活用など専門性が高い職員を会計年度任用職員として配置をしております。人員配置につきましては、これまでも新型コロナウイルス感染症の対応や予期せぬ災害が発生した際などにも緊急的な対応を行ってきております。組織体制の構築や人員の配置につきましては、このような緊急対応も含め、組織全体を見渡した総合的な判断の下に行うことが求められており、今後もその時々々の状況等を含め総合的に判断してまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 今の回答ですけれど、市長は先ほどJAにおいて総合的な策定を行っている。うきは市として策定してるかどうか、確認します。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただきましたように、うきは市として農業経営基盤の強化に関する基本的な構想を策定しているものであります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） それは、どういったメンバーが参加していますか——ごめんなさい、質問、ちょっと。策定してる。いつ策定しましたか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 高山農林振興課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） 農林振興課、高山でございます。

基本的な構想につきましては、こちらにつきましては県の農業経営基盤強化の促進に関する基本方針に基づいて計画しております。5年ごとに見直しでございますけれども、令和5年に、今年度ですね、見直しを行ってきているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 私が基本条例を申し上げているのは、先ほど言ったように、審議会という形で、どういうふうな、基本的な基幹産業として、うきは市を代表する農業、これをどうやって市民全体で支えていくか、あるいは次の時代に継承していくかということが問われてるというふうに認識をしているんです。その必要は、市長はお認めになれますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、議員のお尋ねは、基本条例制定に向けての審議会だろうと思いますが、先ほど答弁させていただいたように、基本条例を制定しようとは今の段階、思っておりませんが、いよいよいろんな方からうきはの基幹産業である農業振興の御意見をいただくことは非常に重要ですので、過去にも、うきは市農業振興プロジェクト会議を、議員も御承知のとおり、議

会の代表の皆さんも参画して、そういう取組なんかもさせていただいているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 資料をお手元に配付していると思いますけども、国が改めてこの間、さっき答弁の中にもありましたけども、食料状況の変化等が重要になってきているというところで、あと食料安保を中心にしながらされていると思いますけれども、ただ、その根底には日本の農業が持っている自力が衰退してきているという実態があると思うんです。そこにやっぱり国が改めて基本法を見直すきっかけにもなってるというふうに思っています。

じゃあ、うきは市がどうなってるかということについて、私、農林省のセンサスをベースに確認しました。やっぱり、そこには非常に危機的な状況が生まれてるんです。これ全部説明するとちょっと時間が足りなくなってくるんですけども、改めて表の例えば1ページ目になりますけども、1ページ目は、農業のうきは市の出荷額を表しています。これはこの前、都市計画準備課のほうが出した資料と、その前にも私が作ってたわけですが、数字があつてますので確認だけさせてもらおうと思う。

うきは市の出荷額が今73億7,000万円、直近で2021年になりますけども、そういったレベル。近隣のところも参考として一番下の表に入れておりますけども、朝倉や八女、あるいは久留米市というのがこういった産出額になっているという状況にある。真ん中に示しているのが主要作物の推移というのがあります。一番右が2021年の数字になっております。73億7,000万円の内訳になります。柿とブドウが主である。1ページ目の下のところに産出額による割合ということで書いておりますけども、ほかに類を見ない果実の数値が高いということになるというふうなことです。

それから、一番上は米を含む類別の産出額、総額について書いておまして、果実類が41億2,000万円ということで、全体に占める割合も相当高いというようなことになると思います。これが産出額。ただこれはその年々によって算定額が変わってきますので、これが全てだというふうには言いません。

うきは市の総生産額が830億円ぐらいあると思うんです。大体その1割ぐらい。ただ、関連する産業がありますので、そこまでデータ落とし込んでないので、相当額になってくるんだろうという意味に捉えたほうがいいのかと。そういう意味で、うきは市の基幹産業と位置づけするには、それに値する中身になってるということを理解する必要があるなというふうに思います。

じゃあ、これを支える農業の担い手の状況についてどうかということが大事なわけで、2ページ目以降、うきは市が、この間、農林省が調査した農林業センサスをベースにして、2015年、平成27年と直近で行われた令和2年の比較を行いました。見てると、例えば、これはそれぞれの農業生産ベースに組合がありますので、その地区別になってデータが出ておりましたので、

それを使わせていただきました。

経営体数で、表現がちょっと変わっていますが、約79.6%ということで、8割ぐらい、2割減と。その中の推移に個人経営と、それから団体経営というのがあります。団体経営のうちの法人数ということで、特徴的なのが、全体としては減ってはいるけれども、団体の経営数が増えている。これは集約、集合化ということの中で、この間、施策が行われた結果だというふうに思ってます。それから、全体の農業経営ではなくて、自給的な農家も含めた全体の農家の総数が、全体として77.5%ということで、非常に減少しているというのを見てとれるということです。販売農家数も減少しているということになるかと思えます。

それから、3ページ目のところには、それぞれの田、畑、樹園地という3つの種別があるわけですが、その種別の動きについても一応確認しております。これも、やっぱり同様の傾向にあるということで、数としてのところがそういうところと、ここまでのところですが、ただ、広さそのものは農家経営するところは減ってはいるけれども、農地としての面積が大幅に減少しているわけではないということが実態としてあるんです。それだけ、逆に言えば、耕作放棄地だとか、そういったことに裏づけされるようなものが出てきている、あるいは農業を諦めているという方も含めているということだろうと思えます。

それから、4ページ目が経営されてる方々の年齢です。これが折れ線グラフ見てもらえれば分かると思えますけど、単に横ずれしてる、5年、単にずれてると。そういう意味では、あまり変化がないということになります。ただ、ピークがどこにあるかといったところが、従来の8年前、平成27年であれば60歳から64歳でしたのが、5年後になると、令和2年度で65歳から69歳、そういった推移をしている。そういう意味では、担い手自体が非常に高齢化してきているということが改めて分かります。いろいろ言われているけれども、実態としてそうだろうと。

それから、その下の表は、雇用されてる方々の状況についてあります。丸をつけてるところが、いわゆる1年間で何日就労をしているかといったところが延べ人数で出されてるといったところですが。2020年はちょうどコロナが始まったということもあったので、なかなか動きがつかみにくいところが正直なところありますけども、ただ、雇用されてる、上の表がaは年間で一定の時間超えてる方が常時雇用と、下が季節的に雇用されてる方、aとbで分かれていると思えますけども、そういった動きがある。これはこの時間、人日数を計算すると、必要な雇用のボリュームが大体分かってくるということだろうと思ってます。

そして最後に、5ページのところは担い手の状況ということで、これは上のほうは農林業センサスのところから取ったデータになりますけども、平成27年度で47%ぐらいの方がいないというふうに言っていると。それから、その5年後の令和2年度では78%ぐらいの方が担い手を確保できてないというような回答になってると。アンケートの設問自体が少し表現が変わってるの

で、そのまま一応入れております。

うきは市が取った農地プランに関係するところでのアンケートというのが、令和2年度実施していると思いますので、この数字も併せて記載しております。現状の農業を維持したいという、①のところですか。今後の経営について。7割の方が思っているけれど、2番の後継者の有無についてはめどがつかないのが51%あると。

市長にお尋ねしますが、このグラフを見て、何か感じることはありませんか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） たくさんの分析をしていただいているんですが、議員から御説明がありましたように、まだまだうきは市においては個人経営体が圧倒的に多いということでもあります。

先ほども答弁させていただいたんですが、農政の憲法と言われる平成11年に施行されています食料・農業・農村基本法の見直しが今、なされておりまして、今年の9月11日に最終的な答申がまとめられ、来年の通常国会にこの改正案が提出されると、このように承知をしております。以前、この見直しの経過を見てると、強い農業だけにかなりシフトしたところがあったんですが、以前も答弁させていただいているように、うきはは棚田を含め、中山間地を含めた小さな、いわゆる農村振興も図らないとまずいのではないかとということで、私も上京の機会があるたびに農林水産省とか、国会議員の先生方にずっとそういう話をしておりました。

この最終の取りまとめの中に、ありがたいことに人口減少下でも持続可能な農村コミュニティの維持であったり、農村インフラの機能確保という、いわゆる小さな農村政策もうたわれているところでもあります。そして、多様な農業人材も参加して地域の農地を保全、管理し、持続的な生産につなげるとされております。この多様な農業人材、今までも半農半Xとか、農的関係人口とか、デュアルライフとか、いろんな呼び方がされてたんですが、今回はもっと広い形で、多様な農業人材、都市部の人間も呼び込んで、もう全体的に農業を守っていこうというような方針が出されております。

これにつきましては、今月発売の「家の光」においても、こういうふうに評価をされております。国が担い手と位置づけている認定農業者や農業法人だけで農業生産を支えることが難しくなっていると。そこで、これからは副業的に農業を営むなど、多様な農業人材にも農地保全や集落の維持の力になってほしいと、各地から農業関係者から賛同する声が上がっていると、「家の光」にも大きくそれを評価しているところであります。

私としては、来年の通常国会、この改正法案の動向も見据えながら、全体的にうきはの基幹産業である農業振興を図っていかなくてはならないと、このように考えているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 改めて市長にお尋ねします。

農業の基本法がある自治体とない自治体というのがありますけども、うきは市はなぜつくらないんですか。

○議長（江藤 芳光君） 条例ですね。

○議員（8番 岩淵 和明君） 条例を。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどからも答弁させていただいてますように、そういううきはにおいては、それに代わり得る基本的な構想も策定し、随時、見直しをしているもので、現時点では条例の制定の必要性はないと、このように思っております。

しかし、今後の農業情勢とか、そういうことを踏まえながら、そして関係団体とも協議しながら、この条例化については研究をしていきたいと答弁したとおりであります。

それからもう一つは、農業経営基盤強化促進法という法律があるんですが、それに基づく地域計画を来年度、策定に向けてやっていこうと。まさに条例に代わるような地域計画も策定していこうと、こういう思いでいるところであります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 私が申し上げてるのは、基幹産業として行政が位置づけをするのであれば、うきは市が事務局方の提案、基本的な構想というのを5年ごとに見直してやっていると。だったら、全体に公表を行って議論を集めてつくっておられるんですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 高山課長。

○農林振興課長（高山 靖生君） そういった計画については、JAにじ管内に農業振興協議会というのがございます。そちらについては関係団体、JAにじであったり、福岡県、普及指導センター、土地改良区であったり、そういった関係機関が集まって協議する場がございます。そちらのほうにおいて、そういった基本の計画であったり、同じくJAにじの農業振興計画書とか、そういったところも協議しながら作成してきているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 大事なのは、基幹産業と位置づけたときに、うきは市がどういう基幹産業の位置づけをして、そして施策を打っていくのかといったところが大事だというふうに思ってるんです。そういう意味では、確かにJA、あるいは福岡県、当然、関連するところです。しかし、市長が言うように、小さな農業、あるいはデュアルライフであり、あるいは半農半Xであるというのは、またちょっと違う言い方になるかもしれませんが、必ずしもJAに参加しない、そういった農業が増えているし、しかも産物として自分たちが作る産物を直接販売するこ

と、そういったことに焦点を当てたところだって実際にあるわけです。

例えば生協との産直とか、あるいはこの前もグリーンコープが酪農する工場を立ち上げるというようなことも新聞に載っておりました。今、JAを中心にしてるのは共販なんですよ。しかし、十分に共販の価格に見合うだけの、自分たちが生産する分だけの収益が得られない、そういった状況も踏まえ、あるいは自分たちが作ってる産物のアピールが十分にそこにはできないということもあって、JAに参加しないところも幾つもあると思います。

そういういろんな全体像があるわけなので、農業との関連、JAも関連するところではありますけれども、そうじゃないところもたくさんある。特に、さっき市長が言ったような持続可能な、いわゆるSDGsと言われてる部分です。これはみどり戦略も含めてですけども、国民の中には、あるいは市民の中にはそれを理解されてる方、どんどん増えてると思うんです。ただ、実際に初めて農業を営む方、あるいは、従来であったら60歳定年というのがあって、その後に農業を帰ってきてやろうかとしていた時代とは逆に違うんです。定年が延長になって、逆にうきは市なんか特にいい例ですよ。60歳を超えると人口の流出が多いんだから。それは仕事探していくんです。そういった実態が実を言うとあるんですよ。

そういったもろもろをきちんと検討する集合体を、審議会をつくらないと、いろんな意見が、うきは市がどういう方策を進めていくのかというのは、関係者だけじゃないんだと。そういうことをやっぱりきちんと位置づけて体制づくりをしていくということが非常に重要です。

先ほど市長に申し上げたのは、例えば朝倉市でも日田市でも久留米市でも農業基本条例というのはつくってるんですね、条例としてつくってるんです。つくってないのはうきは市だけですよ。この前は、去年の4月ですか、日田市は10年計画の中の5年の見直しを行って、ちゃんとホームページに案内してます。なぜそれができないんですか。必要がないということは、さっきそういうふうな言い方でしたよね。私は、それは違うと思います。農業という基幹産業としての位置づけの仕方が違うと思います。どうですか、それは。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的に御理解いただきたいのは、条例がなくても、うきは市の農業農村振興にしっかり力を入れてやってるということは御理解ください。何も条例があるから振興になるだけではないと思います。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） それは違います。

それは、さっき事務局が言ったように、関係者の議論だけなんです。方向性、5年、10年スパンでSDGs、持続可能なうきは市をどうやってつくるかという真剣な議論が必要だというふうに私は言ってるんですよ。そのためには重層的な組立てをしていかないといけないということ

を言ってるんですよ。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 関係者だけではないという話は全く同感です。まさに農業だけだったら関係者ということになるかもしれませんが、農村、小さな農も含めて、我々は前広にやっています。うきはテロワールの名の下にうきはブランド推進課もいろんな加工品を作ったり、うきはの地が農業に適している大地であるということをいろんなところでPRをしていただいております。言わば、うきは市全体の全ての職員が農村振興に関わっていると、こういう認識を持って、先日も市役所内の全課の全ての係長を対象にした農村地域づくりの意見交換会なんかも実施をしております。議員がおっしゃってるのは、それは市役所の中だけではなくて、市民の中にもそれを広げてしっかりやっていってほしいというような話であると思いますので、今後、様々な計画の中で市民の皆さんのいろんな御意見も取り入れていきたいと思っております。

昨日の野鶴議員のときにも話があったかと思うんですけども、今、非常に、例えば多方面で、先ほどのうきは市農業振興プロジェクト会議、つまりうきは市農政懇談会のほかにも協働のまちづくりの意見交換会で浮羽町域の自治協議会と農村振興を含めたいろんな関係協議もやっております。それから、地域福祉計画の策定時には、地区座談会を開催しております、農村の振興をどうしたらいいかと、そういう御意見もしっかり話を聞いているところであります。そういう面では市役所内部にとどまらず、市民の皆さんの今後のうきはの農業、農村をどうするかという話はしっかりいろんな御意見を聞いていきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 農業をどうするかじゃないんです。行政が主体的に、うきは市の農業の特徴を生かして、こういう方針でうきは市の農業振興を図りますというふうにきちんと表明することが大事なんです。相談する、当然どういったことが困り事ですかとか、あるいは何をお手伝いしたらいいですかという話を伺うのは、それは当然結構です。でも、それを方針化して、市民の中にきちんと訴えていく、そしてうきは市のどんっと中心として、基幹産業として位置づけるには、きちんとしたそういった方針を策定する、そのことが大事だと。そのためには必要な審議会をきちんと設定し、いろんな方の意見をきちんと公文書に残しておく、それが市の仕事でしょう。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） いや、議員、御存じですか。今、うきは市は、うきはテロワールという全国にない取組をやって、市民、そして市外の人にも、うきはの大地は農業生産に適していると、こういうふうにアピールしてる自治体ないんですよ。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） そのことは認めます。でも、政策の。（発言する者あり）分かりました。そしたら、場所を教えてください、それは。それはそれで。知らないことを、私はどこに何のことで行けるわけじゃないでしょうから。それはそうでしょう。

それが前提じゃないんです。やっぱりさっき言ったように、周りは基本条例としてきちんと位置づけ、5年ごと、あるいは5年単位じゃなくてもいいですよ、今、どんどん時代、こういった物価高もあって資材も高騰している。そういった中で、うきは市として、近くで言えば何年か置きにどういうふうに見直していくのかという、半農半Xもそうです、関係人口もそうです。昨日の質問の中で空き家バンクの話がありましたよ。本来は、あるいは空き家バンク、姫治地域には100万円の改修費をしてるわけです。しかし、うきは市が令和4年度の実績の中、数件あったと思います。そこには姫治地域は入ってないんですよ。そういう面も含めて中山間地での、さっき一番最初の情勢認識のところで資材高騰や中山間地域の鳥獣害対策の話をされてましたけども、それだけじゃないと私は思います。

中山間地域は中山間地域で、先ほど、昨日の一番最初の質問の中でも営農組織をどうするかという問題もあります。じゃあ平地もどうするんですかと、そういった問題。そういうのを総合的にやっぱりきちんと政策化していく、そういったことが私は改めて条例の制定だというふうに思っています。条例の制定は、前回の9月にも商工のところでも申し上げましたけど、精神条項です。

今、我々は総務産業常任委員会で農業の関係する、特に担い手について、この危機的な状況を深刻に受け止めている。担い手どうしようと思ってますか。1つだけちょっと聞きます、最後に。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 重松副市長。

○副市長（重松 邦英君） 多分、議員がおっしゃられている課題と、やらなければいけないこと、あと、我々のほうがやっていることというのは、多分同じ方向は向いてると思います。恐らく議員がおっしゃってるのは形、ちょっと言葉悪いかもしれませんが、きちんと形をつくって、条例をつくって、そこからやりなさいよと、そうあるべきでしょうという御議論だと思います。

我々も農業の現状というのは認識をしております、我々は、条例はないけれども、具体の施策というのをもう先に打っていきこうということで打たせていただいております。じゃあ何で農業は担い手が不足しているのか、減っていつているのか、その辺り、多分同じ認識だと思うんですけども、まさにこれなんです。多分分析の仕方がちょっと違うだけなんですけれども、ここに各産業の付加価値額というものがございます。もう議員、よく御承知のとおり、なかなか付加価値額というふうに見たときに、農業の付加価値額が非常に小さいんです。やはりこれを増やして

いかないと、やりたいと思う人が出てこない。

じゃあどうやって農業をやりたいという方、要は議員がおっしゃった担い手を増やしていくか、僕、農業で生きていきたいんだという方をどうやって増やすかというところが大事だろうなということで、今年度から市民の方々を対象にした環境配慮型の農業セミナーというものをやっております。これ、議員の中にも御出席いただいている方がいらっしゃるんですけども、そういった新しい農業、これまでにないような付加価値を作るような農業、そういったところをやろうということで、今年から率先してやっております。

なので、まとめますと、要は議員はしっかり形をつくって、議論を重ねた上で、いろんな施策を総合的にやっていきなさいよということだと思っておりますけれども、我々は違うものの中でそれを既につくっていると思ってまして、その中で次の一手というのを既に打ち込んでいっているということだと思います。

なので、目指すべきところは同じなんですけれども、手法が多分議員はマクロ的なやり方からやっていきなさいよと。我々はもうできるところから既に施策を打ち始めていると、その辺の違いなのかなとちょっと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） そうすれば、担い手だとか、農業のあるべき姿というか、農業が今後どういうふう展望があるのかということについて言うと、副市長なり、市長でもいいですよ、大いに将来に希望があると、こういうふうにしてもらえるんですか、今。希望があるかどうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 重松副市長。

○副市長（重松 邦英君） 農業の中にも非常に希望があると私は思っております。そういったものを皆さんと共有しながら、我々だけではつくっていくことができない、そういった意味でそういったセミナーをはじめとする事業というものを今、展開させていただいているところです。

ただ、今のままのやり方をずっと続ければ、もしかしたら希望がなくなってくる可能性はあると思います。なので、やはり新しいやり方というものを農業の中にも取り入れていかないといけないと、そのように思っています。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 私からも補足をさせていただきますが、これまでも度々説明させていただいているように、今、国が目指してる食料・農業・農村基本法の見直しの中の大きなテーマが食料安全保障であります。

御存じのように、もう世界の人口が80億を超えて、いずれ100億近くになるという分析。あるいは、ウクライナ、中東、いろんな社会情勢、さらには異常気象等を踏まえたときに、本当に食料というのが大きな問題になろうと思ってます。そういう面では、今、非常に農業・農村を取り巻く環境、厳しいんですが、長い目で見れば、この食料安全保障という視点だけでも、やっぱり私は農業・農村にまた光が見えてくると、そういうふうに思っているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 食料安全保障について言うと、今回、10月かな、中間答申、一応出ています。

大事なのは、カロリーベースになるかもしれませんが、やっぱり比率、日本の生産力をどうするかといったところ、先ほど市長は小さな農業というふうな話、確かにそのとおりだと思います。ただ、価格をどうするか。今回の物価高騰の中の、例えば10月時点の中で物価高騰の一番大きいのは、生鮮野菜なんです。これが十四、五%ぐらいあると思うんです。それが全体の物価を押し上げて、あるいは買い控え、そして同じような勤労者所得の支出額の減少といった形で現れてます。私も大根を1本買うのに本当にちゅうちょしますよ。200円を超えるんだから。ネギも最近買ったことないというか。

でも、それだけ農家が、じゃあ懐が厚くなってるかといったら、そうじゃないんです。逆に資材コスト、さっきおっしゃったように高まっている。そのときに、じゃあ、うきは市は産業として見たときに、この生産されている方に対してどういった下支えをするのかという施策を、この間、出したこと、あまり聞いてないんですよ。そういったことをやっぱりきちんと提案できてこそ、うきは市は農家のこと大事にしてるなという認識が出てくると思うんです。そういったことをやっぱり行政として基幹産業と言うんだしたら、そういった施策をやっぱりきちんと真剣に議論する。今日の一般質問だけで結論が出るなんて思ってませんけれど、ただ、ぜひそのディスカッションできる場をつくっていただきたいというふうに思います。

それで次の質問に移ります。

全くがらっと変わりました、国民健康保険税の見直しについてであります。2点挙げております。

1つは、うきは市の国民健康保険事業が平成30年度から福岡県とともに財政運営を行うということで、県単位化が実施されております。うきは市が賦課徴収、給付等の実務を行っていますけれども、運営の主体が県に移行して、財政が安定的に図られていると思いますが、どのように評価しているのかお尋ねをしたいと思います。

2点目は、うきは市は県内でも高い国保税の水準にあり、令和5年度から従来の4方式から3方式へ変えたところであります。改めて評価しますが、高い率の水準にある所得割の税

率の見直しや人頭税的な均等割の減免、拡大など、方策を改めて引下げを求め、見解をお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市国民健康保険税の見直しについて、大きく2点の御質問をいただきました。

まず、1点目の国民健康保険事業の財政運営の福岡県単位化に対する評価についての御質問ですが、国は平成27年5月に成立をしまして、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30年度からは都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことで、制度の安定化を図ることとされております。

一方、市町村は、地域住民と身近な関係の中で資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保険事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされております。このため、福岡県では県と市町村が一体となって、国民健康保険の保険者としての事務を共通認識の下で実施するとともに、将来の保険料水準の統一を見据えながら住民サービスの向上等を目指すための福岡県国民健康保険運営方針を策定しております。

国保財政運営の県単位化の評価につきましては、大きく2つのメリットがあったと考えております。

1つは、国保財政の健全化であります。

うきは市国保財政の特徴として、「年齢構成が高く、医療費水準が高い」、「所得水準が低い」ことが言われております。国保制度改革前の平成29年度までは毎年のように一般会計からの法定外繰入れによる赤字補填が必要な状況でありました。しかしながら、県単位化に移行した平成30年度からは赤字補填はなくなり、毎年、基金を積立てできる状況が続いております。

2つ目は、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化であります。

国保制度改革の前は、各市町村が独自のシステムや様式、基準等により制度を運営しておりましたが、平成30年度以降は福岡県が県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を定め、被保険者証の有効期限の統一、標準システムの導入、医療費の支給基準等の統一などの事務の標準化を進めてきました。また、第三者求償事務や医療費通知作成なども市町村が国保連合会に委託して共同で行っております。

市としては、特定健診などの保健事業、被保険者証発行などの窓口業務、保険税の賦課徴収など、市民に身近な行政サービスに集中できることが利点として挙げられます。

2点目の国民健康保険税の引下げについての御質問であります。平成30年度から県単位化

により、国保特別会計の安定的な財政運営を図っているところでありますが、国保税の引下げに関しましては、福岡県国民健康保険運営方針、さらには課税の不公平感等を解消するため、平成5年度より医療給付費分基礎課税額について、算定方式を4方式から3方式へ変更して資産割を廃止しております。また、軽減措置におきましては、令和4年度から未就学児に係る被保険者均等割額の2分の1減額や、令和5年度からの2割及び5割軽減の判定所得を引上げしております。近年は団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行している影響等から、国保の被保険者数は一貫して減少傾向にあり、今後も減少が見込まれております。

一方、1人当たりの医療費につきましては、高齢化の進展、医療技術の高度化、高額薬剤の保険適用等により、増加傾向にあります。また、令和2年度のコロナ禍による受診控えの反動が継続しており、医療費総額は増加をしている状況であります。

保険税の課税状況につきましては、国保世帯の約6割が2割以上の軽減措置を受けており、その財源を基盤安定負担金や財政安定化支援事業等の国・県からの補填、さらには、うきは市一般会計からの法定内繰入金として補填をされている状況にあります。このような中で、今後も国保会計の安定的な財政運営を図っていくため、引き続き保険者努力支援交付金などの保険税以外の公費財源の獲得や後発医療品の利用促進の取組、特定健診等の保健事業などによる医療費適正化の取組を推進し、医療費の抑制を図りながら国保税等についても慎重に検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） もうちょっと回答は短くしてほしいと思います。

時間がないので、言いたいことだけ述べたいと思います。

先ほど回答いただいた中で、1人当たりの医療費が増加していると。これは総額が上昇しているというふうにおっしゃいましたけども、この県単位化していて、医療費そのものは30年度と比べて98.6%、31億3,677万5,000円です。令和4年度の実績です。平成30年は31億8,165万3,000円。そういう意味では、ほぼ平行的な分なんです。（発言する者あり）医療費です。ですから、さっき言った表現の中で、医療費が上昇しているというんじゃなくて、人口が減ってるから、被保険者が減ってるから、1人当たり上がっていると、単にそれだけです。

皆さんのお手元に資料を配りましたけども、うきは市が、一番下のところの表、真ん中に加入者の推移がありますけども、87.7%なんです。それから、一番下が繰越金と基金の積立ての状況について入れております。基金は、この5年間で3億5,000万円ぐらいになってます。基金は、毎年度会計からそのまま翌年度に繰り越されている額が相当です。

そういうことで言うと、逆にその前まで、今の税率をつくったのが平成24年ですよね。改定

したときにこれをつくっている。そのまま推移している。実際に標準的な4人の家庭、40歳以下で、これはいわゆる国保での標準家庭と言われてます。うきは市ではその標準家庭で46万円です、年間。これ、だから介護保険は入っていないということになります。

そういう意味では、県内でも最も高いと言っても過言ではない、そういったレベルです。前回、4方式から3方式で固定資産税減額が1,200万円ぐらいというふうに説明がありました。さっき言いましたように、基金はたまって保険税はそのまま。そして金額的にも、例えば令和5年度に繰り越された繰越額が1億3,000万円あるわけです。そういう意味で言うと、保険税は、しかも滞納がやっと1億円切った状態ではありますけども、現年度滞納額が全然減らないんです。これだけ物価高というところもあるので、今年、令和5年度どうなるかというのも推移を見守らなければならないんですけれど、あまりにも高過ぎて払えないというのがここには見えてくるんです。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員、残りの時間、答弁の時間を考慮ください。

○議員（8番 岩淵 和明君） 分かりました。質問をしません。

なので、一応そういった状況なんで、実際に例えば後期高齢だとか、介護保険料とかって決めるときには、保険単位で黒字が出ていれば減額していく。一時的かもしれませんが減らしていくというのが動きがありますので、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。何かありますか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保険税の引下げに関しては、ぜひ御理解いただきたいのは、県単位化に伴います県からの暫定支援分が今年度で切れること、そして将来的には保険料水準の県内均一化もありますし、あるいは医療分は4方式から3方式にしましたが、今後は後期高齢者支援金とか、介護給付金分の収支バランスの見直しも控えていますので、そういうことをしっかり見据えながら適切に対処していきたいと、このように思っています。

○議長（江藤 芳光君） 8番、岩淵議員。

○議員（8番 岩淵 和明君） 改めて、その辺のところも含めて、引き続き高い保険税を引下げを求めていきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで、8番、岩淵和明議員の質疑を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。10時15分より再開します。

午前10時01分休憩

午前10時15分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、1番、権藤英樹議員の発言を許可します。1番、権藤英樹議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 1番、権藤英樹です。議長から発言の許可をいただきましたので、通告書にのっとして一般質問をさせていただきます。

本日は朝から白熱した議論で、その熱に乗れるかどうか非常に心配な、不安な気持ちでいっぱいなんです。市長には建設的な討論を今日は用意しておりますので、ぜひ前向きな御回答いただけるようにしっかり頑張りたいと思いますし、傍聴席には浮羽究真館高校の皆さん、未来ある皆さんが今日はおそろいですので、私の質問も未来ある、次世代につながる質問にしていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは、通告書に基づきまして質問させていただきます。

まず1点目、ルリーロ福岡支援も含めた本市全体のスポーツ振興について、大きく3点、お伺いをいたします。

1点目と2点目、通告書の分、最後のほう御覧いただければと思いますが、少し意地悪かとは思いますが、昨年12月議会とほぼ同文、ないし同文ということで、全く同じ文章を（2）ではつけております。昨年12月にもうきはラグビータウンプロジェクトについて質問させていただいたときの際の一般質問と全く同文でございます。

1点目が、もう昨年になってしまいましたが、昨年4月に本市を拠点に結成されたルリーロ福岡のリーグ戦成績、地域活動への貢献、そういったものを踏まえた今後のうきはラグビータウンプロジェクトの在り方について、改めてこの段階での市長の見解をお伺いします。

2点目が、九州トップクラスのチームが本拠地に選び、御承知だとは思いますが、11月、先月にトップキュウシュウAリーグで九州王座2連覇を成し遂げている、ルリーロ福岡です。本市も昨年に締結をした4者協定などで支援を表明していますが、1年たった今もホームゲームを開催できるほどのグラウンドどころか、実戦さながらの練習ができる芝生の土地さえ確保できていない現状でございます。昨年12月にも市有施設を活用した支援について幾つか提案も含めて御提案させていただいたんですが、そういったことも含めた現状について、市長の見解をお伺いします。

3点目は、本市の体育施設についてであります。

施設管理計画はございますが、施設管理計画にうたわれている施設再編の具体的な計画、ざっくりとした計画、それもほぼ長寿命化か、そういったものしか書かれてないようなものになるんですが、そうではなくて、具体的な計画、またその根拠となるべきスポーツ振興の個別計画、いわゆる文科省やスポーツ庁が言っているスポーツ推進計画に当たるようなものが本市にはありま

せん。ルリーロ福岡がこれだけ活動で注目をされて、この一般質問の間でも市長から様々な答弁の中でもルリーロ福岡の活躍や地域貢献についてお話をいただいておりますが、そういったチームが今、本市にあることも含めた中での本市のスポーツ振興計画、先ほど申し上げたスポーツ推進計画並びに体育施設の再編整備計画を早期に策定すべきではないかと考えますが、その点についても市長の見解を伺います。

以上、3点をお伺いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、ルリーロ福岡支援を含めたスポーツ振興について、大きく3点の御質問をいただきました。

まず1点目と2点目については、私から答弁をして、3点目については、この後、教育長から答弁をさせます。

1点目の、うきはラグビータウンプロジェクトの在り方についての御質問であります。御承知のとおり、「ルリーロ福岡」は令和4年4月に誕生したラグビーチームで、リーグワンへの参入を目指しております。今シーズンは登録選手47名で、トップキュウシュウAリーグの2年目となりますが、先日、見事に2年連続の優勝を果たされました。また、チームの設立から地域活性化に貢献をされ、多くの選手がうきは市に移住して市内の事業所で働くとともに、地域のイベントに引き続き参加され、講演会活動やスポーツ普及活動、浮羽究真館高等学校との学校連携など、多岐にわたり御尽力をいただいているところでございます。

とりわけ申し上げたいのは、競技面以外の活動として、7月に発生しました記録的な大雨による災害でルリーロ福岡の選手、スタッフの皆さんが用水路に流れ込んだ大量の土砂を撤去するボランティア活動をされ、地域の皆様を大いに勇気づけていただきました。まさにチームのスローガンであります、「地域に感動、笑い、夢を届ける」活動そのものであります。

うきは市としましても、今年度は市内に「ラグビータウンプロジェクト推進係」を設置し、リーグワン参入に向けた支援を強化して、自主興行による試合開催の協力や他の自治体との協定締結の仲介などを行い、さらにはふるさと納税を活用したクラウドファンディングによる支援も行っているところであります。来年1月にはリーグワン参入に係る最終審査の結果が公表される見通しで、現在のところ、ディビジョン3へ参入を希望する5チームの中でルリーロ福岡が最高評価となっており、リーグワン参入が現実味を帯びているところでございます。

ルリーロ福岡の活動は、うきは市にとってもスポーツの枠を超え、市の大きな課題であります地方創生の取組そのものであり、引き続き支援に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

2点目の市有施設を活用した支援についての御質問であります。現在のルリーロ福岡の練習

拠点は浮羽究真館高等学校のグラウンドであり、試合会場として市外のスポーツ施設が使われております。以前も申し上げましたように、ルリー口福岡が広くうきは市民に愛されるチームになるためには、うきは市内で試合が開催できる環境が必要になると、そのように承知をしております。そこで、ルリー口福岡には市内の大春トリムセンターやスポーツアイランド、藤波ダム公園を試合会場の候補地とすることについて提案をいたしました。グラウンドの面積が十分でないことなどから適地に至らず、「浮羽東高等学校跡地をホームグラウンドとして使用させてもらいたい」と、このような要望を受けているところであります。

市としましては、これまで浮羽東高等学校跡地の活用策として、住宅用地を基本として企業誘致も考える必要があると判断をしておりましたが、活用策がなかなか定まらない中で「ルリー口福岡」がリーグワンに参入した場合、試合会場は3,000人の観客を収容できるキャパが必要となり、現時点におきましては浮羽東高等学校跡地の活用についてルリー口福岡に委ねることができないか、あるいは跡地の全体構想や資金調達、スケジュール等について、さらなる検討を重ねた上で、議員の皆様の御理解を賜りたいと、このように考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 3点目のスポーツ振興計画並びに体育施設再編整備計画の策定についての御質問ですが、市町村のスポーツ振興計画は、スポーツ基本法第10条により、「国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされておりますが、福岡県内60市町村の中で計画を策定しておりますのは17市町村であり、近隣では久留米市と小郡市が策定している状況であります。

うきは市におきましては、第2次うきは市総合計画の中で、「多くの市民がスポーツやレクリエーションに参加できるスポーツ行事の充実や各種スポーツ団体への支援、体育施設の整備など、スポーツ環境を整える」という基本方針に沿って取り組んでいるところでございます。

議員御指摘のスポーツ推進計画につきましては、他市の状況なども把握しながら、今後、検討してまいりたいと考えます。

体育施設といたしましては、うきはアリーナ、スポーツアイランド、浮羽体育センター、吉井体育センター、大春トリムセンター、船越運動公園がございます。土日、平日の夕方などは予約がいっぱいで、地域クラブの活動拠点として利用いただいております。老朽化しているところもありますが、個別施設計画に基づき維持管理を行っていきたいと考えております。今のところ、体育施設の再編は考えておりませんが、今後の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 3点について、市長、教育長から答弁をいただきました。個別に

再質問をさせていただきたいと思いますが、お手元に資料を配付しておりますので、資料も参照いただきながらお願いをしたいというふうに思います。

資料の1ページ目の表紙の部分になりますが、そもそも先ほど質問をする際に申し上げたんですが、昨年12月の定例会で私が一般質問をさせていただいたときと全く同文の質問をさせていただいた趣旨をここに3点ほど記載いたしております。

1点目が、今、市長から直近の状況等についてもるる説明がありましたが、昨年度、既にトップキュウシュウAリーグで九州王座に輝いた直後の12月議会で、この場に立って質問をさせていただきました。そのルリーロ福岡も既に地域貢献活動もしっかりとやられている状況でありました。そのルリーロ福岡が今年度、このような形で躍進することは全く想定ができなかったような事象ではないというふうに考えます。ですので、そうした今年度の躍進というのは想定内ではなかったのか、そうであるならば、もう少し早い段階から、先ほど市長が答弁でおっしゃられたような来年1月のリーグワン、ディビジョン3に参入できるような状況を想定したような動きが本市にあってもよかったのではないかということをお尋ねしたくて、今回、この質問をしてるんですが、その辺りについて市長並びに担当所管の所見を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、トップキュウシュウAリーグの中では、昨年優勝で、今年もぜひ頑張っていただけのもので、こういう想定はしておりましたが、正直申し上げて、いわゆるリーグワンの参入については、ここまで、いずれ頑張ってくれるという想定はしてたんですが、こんなに早く可能性が見えてくるとはちょっと想定をしておりませんでした。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 市長から想定してなかったということで、早かったというような説明がありましたが、4者協定を結ばれたとき、またルリーロが昨年4月に立ち上がったときにも島川代表等もおっしゃられてたことなんですけど、この3年の中でそういったものを目指していくというような大枠のビジョンはルリーロ福岡として示されていたわけです。そのとおりにいかどうかは別としても、先方はそういうようなものを示して、それに着実に実績をつけてこられてるというのが、この2年間の現状じゃないかというふうに思っています。

その中で今この段階、12月になっても特段ディビジョン3に上がったときに本市として受け入れられるような状態が全くないような状況というのは、本拠地と名のるに当たって、いかななものかと。特にこの1年は先ほどの市長の答弁にもありましたように、昨年の12月の一般質問で担当部署をつくってほしいということに真摯に向き合っていて、ラグビータウンプロジェクト推進係をつくっていただきましたが、その係の活躍もあって、他の筑後地域の市町村と連携協定等を結んでおりますが、そうしたところに抜かれてしまうのではないかなというような懸

念を大きく抱いております。その下のほうに表をつけているんですが、近隣で自治体、こういったところが、特に丸印がついてる朝倉市、大刀洗町、大川市というところが本市と同じような協定を結んでいて積極的に支援をいただいているということでありまして、その下の久留米市、小郡市、筑後市、この辺りも今後そういったものを見据えた動きをしっかりと取られているというふうに認識をしております。

特に今後懸念すべきは、この下の丸がついてない3市だと私は思っています。御覧になって分かるように、すぐに使える競技場や芝のグラウンドが既に存在をしている自治体です。特に久留米市に至っては、田主丸町辺りを中心に選手の居住や就労ももう始まっております。そうした中で本市の動きが遅い、具体的な構想が見えない。そういったことが今後も続くようであれば、私がこのチームの代表ならば、もっと条件のいいところに移ると思います。それは彼らが目標としている3年後のリーグワン参入という大きな目標に向かっての障害になるからです、ここにいることが。

今、市長が力強い発言で述べられた本市に対するこの1年の、特に7月8日から10日の災害のボランティア、あれだけ屈強な体の選手たちが重たい荷物や大きな石を運ぶ、あの姿に勇気づけられた市民に対して、そういったチームが本市の動きの見えないところ、弱いところのせいでこのチームを失ってしまうようなことにつながれば、どのように思われるかというようなことを非常に懸念しております。そういった意味で、今回は、この後ですが、本市がこれからどういうふうにこのチームと向き合っていくのか、支えていくのかについて、前向きな答弁をいただければというふうに思っております。

その資料の下、もう1点、昨年聞いていたんですが、ルリー口福岡が本市にもたらした経済効果。去年聞いたときは、まだ立ち上げ1年で試算もしてないというような答弁をたしか中野市長公室長からいただいたと思うんですが、さすがに1年たちました。昨年1年度、概算でもいいんですが、そういった試算というのはあるのか、そういったところについて所見を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） うきはブランド推進課、手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課の手島でございます。

現在、ある経営コンサルタント企業に見積書をいただいております。うきは市での試算、あるいは筑後地域全体としての試算をする場合、どれぐらいかかるかということで今いただいたところですが、かなりちょっと高額の今、見積りをいただいております。発注するのはちょっと財政的に過大かなというふうに担当課としては考えておるところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 1 番、権藤議員。

○議員（1 番 権藤 英樹君） 答弁いただきましたが、申し訳ないのですが、高いお金がかかる、試算をするのに業者をお願いをするのにかかるのかもしれないですが、そういった根拠をきちんと明確に市として持ってないと、今後、何かルリーロを支援するというようなことになったときの話の根拠、根っこがなくなるんじゃないでしょうか。そういったものをしっかりと取った上で、これだけの経済効果がある、これだけの、専門家に分析をしていただいた中で価値があるんだということを前提にこういうことをやりたい、こういう提案はどうでしょうかというものを議会なり、市民の皆さんなりに持ってくることによって、今後のルリーロの支援というのがもっと具体化したり、明確化したりするんじゃないでしょうか。こういうところにお金を使わなかったり、こういう数値を明らかにしないことが、今のこの1年間、計画、いわゆるラグビータウンプロジェクトですか、それが前にうまく進んでいかない最大の理由ではないかというふうに考えます。

そもそもなんですが、ラグビータウンプロジェクトというものは、言葉だけが先行してるんですが、内容はどういったものなんですか。プロジェクトというからには事業ですから、何かしらの事業計画的なものとか、実施計画みたいなものはないのでしょうか。そこについてお伺いをします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市長公室長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 中野市長公室長。

○市長公室長（中野昭一郎君） まず先ほどの効果の件で、少し答弁を加えさせていただきたいんですが、うきは市にとっての効果として考えられるのは、やはり選手がうきは市に家族を伴って移住をしてきていただいているという効果があると思いますし、雇用面でも市内の事業所等に就業していただいているという効果、それからマスメディア等にも度々紹介をされておりますので、そういった広報的な効果もございます。あと、交流人口拡大によって地域経済も潤しておるといふ効果もあると思っております。

本当に議員が御指摘いただくように、それを数値で示して根拠とするということは非常に大切だと思ってるんですが、なかなか自分たちでそれを計算するというすべがないというのが実態でございます。業者にも見積り取ったという話もありましたが、ここもやっぱり費用によってできるかできないかというところも判断をせざるを得ない部分かなというところで、今現在、考えておるところでございます。

あと、プロジェクトについては、やはり4者協定が基本になっておりますので、それぞれがいろんな面で効果を発揮するような形で4者協定を基にうきは市商工会、それから浮羽究真館高校、

それからルリー口福岡とうきは市、それぞれがそれぞれの課題をルリー口福岡の活動と併せて解決をしていくというところにあるのではないかなというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、市長公室長から答弁いただきました。4者はすらっと言っていたきたいなと思うんですが、何で今の質問をしたかという、うきは市の企業版ふるさと納税の対象プロジェクトというようなのを、これは市のホームページから見ていただいたら分かるんですが、その中にうきはラグビータウンプロジェクト、これについて企業版ふるさと納税をやってくださいというようなことで説明があるんですが、恐らく探してみてもうきはラグビータウンプロジェクトに関する資料って、これぐらいしかないんですよ。

要は具体的に、先ほど市長公室長言われたように、昨年6月でしたかに組んだ4者協定に5つぐらいの指針があって、商工会はこういうことをやりますよとか、うきは市としてこういう支えをしますよとか、高校も支えますよとかいろいろあるんですが、それはあくまでも協定の内容であって、それを西日本新聞でしたか、結局、西日本新聞の記事の冒頭ぐらいに書いてあるんですが、ルリー口福岡も含めて、そこは掲げるラグビータウン構想、これがラグビータウンプロジェクトだと思うんですが、それを推進するための連携協定というようなことが新聞には書かれてあるんですが、先ほど申し上げたように、プロジェクトですので、やっぱり基本はそれでいいと思います、4者協定の5つの協定項目でいいと思うんですが、じゃあ、それに対して具体的にどのようなアクションを市が起こすのか。先ほど市長が答弁されたような、係をつくって、他市と連携してもらえるような仲介をしたりとか、今、推進係がやっている業務も当然ラグビータウンプロジェクトの具体的な実施事項だと思いますが、それ以外にどういうことをやるのかということをやっぱり計画として具体的に示さないと、私たちも当然、議員も分かりませんが、市民の皆さんに理解が届かないと思います。

先ほど市長おっしゃられたように、今回は7月の水害で本当に大活躍をしていただく姿を、特に被災をされた皆さんには心強く見ていただいたと思うんですが、市長の答弁にもあったように、この町で練習をしているところすらお見せすることができないチームですので、そういった環境をどういうふうに改善していくのかというようなことも計画の中でしっかり見せないと、なかなかこのラグビータウンプロジェクトに関しての市民の関心も高まりませんし、興味も湧かないというふうに思っています。

あともう一つ、物すごく危惧しているのは、こういう形で企業版ふるさと納税を募って、もう既に幾つかの会社から結構大きな額のお金を、昨年度も今年度も頂いております。ここの中に活用方法として、ルリー口福岡の活動費用、それと施設の整備費用に活用させていただきます。その後に括弧で、うきは市内にラグビー競技に適した人工芝グラウンドがありませんというふうに

書いてありますし、別のページには、活用方法の中でラグビー競技に適した人工芝のグラウンドを整備し、一流のプレイができる最適な環境づくりに取り組みますとまで書いてあるんですよ。じゃあ、その人工芝のグラウンドを作るために、今、こうやってお金まで集めて、具体策がないってまずくないですか。

今、答弁いただいた市長とあと教育長にも答弁いただきましたが、現時点で東高を貸すことぐらいはちょっと検討してるけども、ここに書いてあるような、実際お金を集めているときにうたっているような人工芝のグラウンドを整備するというような計画がないんですよ。ただお金集めは先行して始まっている。当然、冒頭に書かれているようにルリーロの活動費用だとか、施設整備費用とかにも使われるお金ですから、それありきじゃないですからという答弁で終わればそこまでなんですが、ただ、ここに競技場とか、グラウンドについても一定うたっている以上は、何かしらの計画がないと、この御寄附をいただいた企業版ふるさと納税をしていただいた企業に示しがない、お話がつかないんじゃないかと思いますが、その点に対して見解を伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように今、経済効果であったり、様々な個別の具体計画が示されてないという御指摘をいただきました。

今後、議員も御指摘のように、さらにルリーロ福岡をうきは市として支援するためには、うきは市議会の議員の皆様だけではなく、市民全体の皆さんにしっかりした説明をして、理解をいただかないと、なかなか市が一丸となって取り組めないと、こういう認識は持っています。

そういう面では経済波及効果も重要なんですが、それについては今、市長公室長のほうから答弁があったんですが、経済以外でも精神的な支柱として、私どもがルリーロ福岡にすごく期待してるのは、これは常々教育長とも話しているんですが、今日、浮羽究真館高校の皆さんに傍聴に来ていただいているんですけども、うきはだけじゃなくて、全国的に今、子供支援の中で大きな議題になってるのが、子供たちに自尊感情というか、自己肯定感がかなり低くなっていると。自分は将来になったら何々になりたい、そういう夢を持つ人が少なくなってる。浮羽究真館高校の皆さんはそうではないと思うんですが、そういうところに力を入れなくちゃいけないなという思いの中で、このルリーロ福岡の活躍というのは、まさに感動と笑いと、そして大きな夢を、その夢に向かって一つ一つ実現している、あのプロセスをやっぱり子供たちにしっかり伝えていく、こういうことも非常に重要じゃないかなと、こう思っています。

そういうことも含めて、しっかり整理をして、市民の皆さんにも御理解いただけるような、そういう対応をしていかななくちゃいけないと、このように思っているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 榎藤 英樹君） 市長から非常に心の籠もった誠意ある回答をいただいたというふうに思っておりますし、市長のお言葉の中にも、やっぱりここをはっきりさせて、市民の理解を得なきゃいけないというお言葉をいただきましたので、担当所管の課長にもお願いをしたいんですが、早急にうきはラグビータウンプロジェクトとは何ぞやというところも含めて、具体的にこういったことを市として応援していきたいというものをなるべく早い段階で市民の皆さんにお示しをいただきますように、よろしく願いいたします。その趣旨については、今、市長が御答弁いただいた内容のとおりだと思っておりますので、ぜひよろしく願いします。

また、その中で今、市長が触れていただいた子供たちのというところ、非常に私は共感するところなんです、そこについてがまさに（3）の質問の趣旨となります。

教育長から一定の答弁をいただいたんですが、教育長の説明のとおり、これは文科省とか、スポーツ庁が定めている第3期のスポーツ基本計画であったりとか、先ほど御説明のあった平成23年のスポーツ基本法の第10条に基づく、いわゆる地方スポーツ推進計画というものを、義務ではないんですが、努力義務的なもので極力つくってくれというようなことで御説明があったように、県内60市町村のうち17市町村でこういったものをつくっているということで、先ほど御丁寧に御説明いただきましたが、久留米市や小郡市にもあるということで、もう1個言えば、この表、本市がルリー口を取られないように警戒しないといけない表の中で言えば、筑後市にもあります。というようなことも含めて、まさに私の思いはもう市長が先ほど代弁していただきましたので、子供たちの将来、そして今の夢を持つというようなことに関して、これがこの資料の上のほうのさっき順に言ったところの3番目、こどもの夢ある未来づくりと、去年わざわざタイトルに入れて問うた意味を理解しているのかというのは、答え分かりました。市長、十二分に理解されております。

その中で質問です。その表の2個目、本市の体育施設の現状について書いているんですが、その下の実態、もうこれ、市民の皆さんの声なんです、1つ目が陸上競技を練習する場所がないんですよ、今、本市に。昔は、旧吉井町のときは、今の吉井体育グラウンドにトラックみたいなものがつくってありましたし、今、スポーツアイランドにあるじゃないかと言われますが、それはサッカー場と一緒にあるので凸凹してて、あんなところで走ってたら足首痛めてしまうというような御意見もいただいております。とてもトラックとして使えないんだと。

今日、浮羽究真館の皆さんが来られているので、思い起こせば、私の妹が陸上部だったんですが、皆さんの先輩になります。旧浮羽高校をぎりぎり、その後浮羽究真館に名前が変わったんですが、その当時、土屋先生が率いる陸上競技部は非常に強くてというか、速い選手やたける選手が多くて、高校総体とかにも選手を出すようなところであったというふうに記憶をしますし、当然、浮羽高校の陸上部に入る子らの多くが吉井中学校や浮羽中学校で陸上をやった子

らが行ってたと。あと、朝倉です。

今、悲しいことに吉井中学校や浮羽中学校に陸上競技部がないというふうに聞きました。陸上競技をやりたい子供たちは、市の体育協会の陸上競技部みたいところに所属をして、スポーツアイランドなり、吉井体育センターなりで練習をして、中体連や高校総体などを目指すんですが、そういう話を聞くと、あと、先ほど申し上げたような市民の声を聞くと、やっぱりスポーツ推進計画をきちんと策定をして、そういう広い声をきちんと聞いた上で、ルリー口は今、芝地のグラウンドを欲してたな、学生たちは今、陸上競技ができるトラックが欲しいって言ってたな、ここ、下にも書いてありますが、グラウンドゴルフをやってる皆さんはグラウンドゴルフ場が欲しいって言ってたな。いろんな意見があると思うんですよ。そういったものをきちんと集約して、その集大成として本市のスポーツ推進計画を、今、まさに策定を考えるべきタイミングに来てるんじゃないかというふうに思います。

教育長の答弁では、最後に、今後検討していきますという結びで終わりましたが、いかがでしょうか。この資料も含めて、あと私の質問の内容も含めて、ぜひ教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 生涯学習課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 生涯学習、山崎課長。

○生涯学習課長（山崎 穰君） 確かに今の体育施設の現状で、陸上トラックを常設しているところはございません。確かにこういう現状の意見を聞くということは非常に大事だと思いますけれども、今のところ、この推進計画を作る前に、今あるうきは市総合計画が今度令和7年で改定の時期を迎えますので、この中にしっかりとそういったものを記入しながら、国・県の計画に基づきながら、今後どうしていくかを、計画については検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 今、くしくも課長から、この第2次うきは市総合計画についてお話があったんですが、これの30ページに今、課長が言われたことが載っているんですが、この下のほうの個別計画というところがあるんですが、要はこの総合計画、マスタープランのこの市民が主体的にスポーツ活動に取り組んでいますという章に対しての個別計画が、うきは市教育大綱とうきは市公共施設等総合管理計画のこの2つなんです。

教育大綱は分かります。要は学校体育の推進についてのことを、教育大綱を個別計画にしてくれということ、これは整ってます。後半ですよ。公共施設等管理計画というのは、あくまでも公共施設を今後どう維持管理していくとか、長寿命化していくかということがずらずらと載っ

てるような計画で、申し訳ないですが、市民が主体的にスポーツ活動に取り組むとか、基本方針のスポーツ、レクリエーション、スポーツ行事各種、そういったものへの支援とか、そういうものの環境を整える。環境を整えるはぎりぎり係ってるかもしれませんが、そういう支援とかの個別計画じゃないんですよ。なので、ここの個別計画にうきは市スポーツ推進計画は入るべきなんです。

特に今、再三申し上げてるように、ルリー口福岡という、他の60市町村にはないようなスポーツチームが本市を本拠地として頑張っている現状であるとか、そういう学生の体育を行う、要は学校教育の一環でもありますよ、そういったものを進めるに当たって支障が起きているような事象があっていることなども全て踏まえて、そして当然、生きがいつくりとか、健康づくりという生涯学習的な部分も含めたものをやっぱりつくるべきです。せっかくこの総合計画が2025年で1回終わるわけですから、次の第3次のときには、それがここに個別計画として盛り込まれるように準備を急ぐべきだと思います。一朝一夕でできるものじゃないことは十二分に承知してますし、予算も伴うものだと分かってますので、そこをお願いすべく、このタイミングで一般質問として申し上げてることをぜひ御理解いただきたいんですが、その点について見解を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員の御指摘については、市長としてもしっかり受け止めたいと思います。

ここで私のほうからこれまでの、教育長のほうから答弁もあったんですが、教育委員会がスポーツ推進を図ってきた大きな成果の1つとして、うきは市出身のアスリートが今、全国、世界で活躍してる話をちょっと紹介させていただいていいでしょうか。今日、浮羽究真館高校の皆さんもいらっしゃいますので、ぜひ聞いていただきたいと思いますが。

今、来年のパリオリンピック自転車競技に向けて頑張ってる今村駿介さん、それから朝久兄弟、御存じでしょうか。お兄さんの朝久裕貴さんは中国格闘技の武林風の王者であります。そして、弟の朝久泰央さんはK-1ライト級王者でありました。そしてまた、プロボクシングで頑張っている石井武志さんもいらっしゃいます。さらに今年の箱根駅伝で区間賞を取った杉彩文海さん、さらには今月行われる全国高校男子駅伝、そして来月行われる全国都道府県駅伝に出場し、活躍が期待されてる今村仁さんもいらっしゃいます。そして先月12日に行われた福岡マラソンで女子総合4位に入賞した坂本直美さんなど、本当に多くのうきは市出身のアスリートが今、国内、海外で頑張っております。

そういう頑張ってるアスリートのためにも、今後もスポーツ振興についてはしっかり力を入れていきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 1 番、権藤議員。

○議員（1 番 権藤 英樹君） 今、皆さんにも向けてですが、本市出身で活躍するアスリートの皆さんを複数御紹介いただきました。そんな皆さんが生まれ育ったこの町に、スポーツ推進計画がないんですよ。そして、杉彩文海さんや今村仁さんや坂本直美さん、陸上アスリートのたくさんいらっしゃる本市にトラックがないんです。帰省で戻ってきて、今年のお正月、箱根駅伝終わって杉彩文海さん戻ってきて、庁舎に表敬されてたときに私もお目にかかりましたけど。そうして帰省して帰ってきてトレーニングしようにもトラックないんですよ。駅伝ですから街路を走ればいいというのもあるかもしれませんが。そういうことなんですよ。

そして、こういう郷土出身のアスリートたちの背中を見て、子供たちは夢を持つんじゃないでしょうか、先ほど市長がおっしゃられたような。ぜひスポーツ推進計画、前向きに御検討いただきますようお願いをしたいと思いますし、この点、最後になりますが、この資料の一番下のほうに、集約化して、必要なものは必要なカタチで将来性のあるカタチに作り替えていくべきというふうに書いてるんですが、これがまさに昨日の議論にもあったスクラップ・アンド・ビルドだというふうに思っています。

ここの、本市の体育施設の現状にあるもの全てを残す必要はないと思います。本市の2万8,000人、そしてこれから減っていくであろう人口のてい合ったスポーツ施設の集約。アリーナで言えば、うきはアリーナという大きなアリーナが1個あるから、もうこれで十二分に体育施設として補完していると思います。そういうような形で、外の施設に関してもしっかりとそういったスクラップ・アンド・ビルドができるような、これもいろんな方々との調整も含めて時間のかかることでしょうかから、早めに取り組んでいただきたいということも含めて、今回、提案をしているということをよくお願いしたいと思います。

もう時間の関係がありますのでほかのところは読みませんが、こうした実態や疑問があるというふうなところも含めて、テニス人口なんて意地悪に問うてますけど、要は基本計画がないと、例えば物すごく声の大きい方がいらして、その方がこういったもん必要じゃないかって言われれば、いや、基本計画にのっとってやっていますんでって言えば、それで終わるんだけども、そういったものがないと、ああ、そうですね、それも確かに、そしたら今度、こっちからまた違う人に言われたら、ああ、それもそうですねってなってしまうと、前に進まないんですよ。なので、そういったことも全て含めた中での、やっぱり基本計画は必要だと思いますので、あと、ルリーロの活動も含めた総合的なものをぜひお願いしたいと思いますし、ラグビータウンプロジェクトの元祖みたいところが本県で言えば宗像市ですけど、宗像市にもスポーツ推進計画ありますから、そういったところをしっかりと参照していただいて、よりよいものをつくっていただくことを要望して、次の質問に移りたいというふうに思います。しっかり時間を使いましたので、次の質問、

簡潔に行きます。

2点目が本市の防災対策について、大きく5点伺います。

まず1点目が、本市の指定避難所の現状と課題について伺いをします。

2点目が、現在、行政区単位で自主防災組織を組織するようになっておりますが、その現状と自主防災組織の機能性について、所管ではどのようにお考えなのか見解を伺います。

3点目が、地域防災計画にある避難行動要支援者対策についてですが、登録された要支援者の数はどれぐらいなのか。また、未登録を含めて、恐らく要支援者だろうというような概数というものをも市として把握しているのか伺います。

4点目が、個別支援計画の作成希望者数、要は作成希望者にはつくりますとうたってますので、その希望者数と作成の実績があれば、それについて伺いますし、併せて、障がい者については、障がいに応じた連絡体制の確立だとか、福祉避難所の設置、連携といった個別支援が必要だと思っておりますが、本市の現状をお伺いします。

最後5点目は、外国人に対する防災教育・訓練の実施、災害時の情報提供について、本市の現状を伺います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、本市の防災対策について大きく5点の御質問をいただきました。

1点目の本市の指定避難所の現状と課題についての御質問であります。うきは市の避難所につきましても、指定避難所が36か所、そのうち災害発生時に緊急に逃れるための指定緊急避難所が14か所、高齢者や障がいのある方などの避難先として福祉避難所が17か所となっております。避難所は気象情報を確認し、状況に応じて適宜開設をしております。

また、避難所の課題につきましても、利便性の向上、プライバシーの確保、避難所開設のタイミングや場所、備蓄品の充実など様々な課題がありますが、一番大切なことは、いかに早く安全な場所に避難していただくかであると考えております。

市としましては、避難所に行くことだけが避難ではなく、自主防災組織が開設する自主避難所や安全な親戚、知人宅、ホテルや旅館、安全であれば自宅の垂直避難、車中泊なども選択肢の1つであることを周知しているところでございます。

2点目の行政区単位の自主防災組織の現状と機能性についての御質問であります。うきは市の自主防災組織は行政区単位に組織されており、11月末現在、158行政区中144行政区が組織され、組織率は91%となっております。引き続き未結成の行政区へ働きかけを行っているところでございます。

自主防災組織の活動状況につきましては、毎年の防災訓練や防災講話を聞くなど、熱心に取り組みおられる組織もありますが、人手不足、関心の低さ、何をしたいのか分からないとの理由により、具体的な活動が見られない組織も多いと認識をしております。自主防災組織は地域防災の重要な要となりますので、今後とも防災講習をはじめ、防災資機材の整備や防災訓練の支援、そして防災士の育成等を補助する「うきは市地域防災力強化事業費補助金」の活用を促し、組織の活性化に努めてまいります。

3点目の避難行動要支援者対策についての御質問であります。避難行動要支援者とは、「災害が発生するおそれがあるときなどに自ら避難することが困難で、避難に支援が必要な在宅の方」となっており、うきは市における対象者は2,587名で、うち登録をしてる避難行動要支援者数は1,287名であります。約半数の方が登録をしているという状況であります。さらに災害時に「避難行動の支援を希望」する方は596名となっており、本人の同意を得た上で関係者に名簿情報を提供しております。

また、未登録者については、実際の避難行動がより安全に、そして確実に実施されるよう、民生委員の方やケアマネジャーなどの協力をいただきながら登録をしていただけるよう促してまいりたいと考えております。

4点目の個別支援計画の作成実態と障がいに応じた個別支援についての御質問であります。議員御指摘の「個別支援計画の作成希望者数」は、先ほど申し上げました「登録をしている避難行動要支援者数」と同じになります。登録をしている避難行動要支援者数は1,287名の方全てが計画を作成している状況であります。

続いて、障がい者の方の対応についてであります。避難するに当たり、支援や個別対応が必要な方は、本人またはその家族、あるいは障がいサービス事業所から福祉事務所または市民協働推進課へ連絡をいただき、福祉避難所の紹介や個別に相談を受けるなどの対応をしているところでございます。

5点目の外国人に対する防災教育、訓練の実施、災害時の情報提供についての御質問であります。外国人に対する防災教育、訓練につきましては、令和4年2月に県と連携して外国人向け防災訓練をオンラインで実施いたしました。また、災害情報の提供に関しましては、市のホームページの防災サイトが4か国語の翻訳機能に対応しているほか、市の防災情報を1つにまとめたサイト、「防災すまっぼん！」においても4か国語に対応しており、その周知に努めているところでございます。

誰一人取り残さない、逃げ遅れゼロを目指すためには、外国人に対する情報提供も重要と考えておりますので、今後とも県や市内関係団体とともに連携を図りながら取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 1 番、榑藤議員。

○議員（1 番 榑藤 英樹君） 5 点について一括して回答いただきましたが、まず1 点目の指定避難所の現状と課題について市長から答弁いただく中で、課題の中、利便性やプライバシーの保護、出すタイミングとか、あと場所というような話がありました。この場所について、資料 3 ページ目に浮羽町域と吉井町域の指定避難所をつけてるんですが、これ、御覧になったら分かるように、災害区域、要は浸水の場合はこっち、土砂の場合はこっちというような形で、災害の種類によって避難所が分かれるような地域が幾つもあります。

これは本当に私の中で危ういと思っていて、日頃からあそこのコミュニティセンターとか、あそこの公民館に行けばと思ってる方が、間違っって違うほうに行ってしまうと、逆に身の危険にさらされてしまうというようなことになるのではないかというふうに思っています。ですので、本来ならば、何か所がありますけども、両方ともに丸がついてるような、水害も土砂災害もここならば一定、安全が担保できますよというような場所をやはり確保すべきじゃないかというふうに思いますが、これは一朝一夕でできることではなくて、なかなか難しいことだとも理解しています。なので、ここでどうこうということは申し上げませんが、その後に市長が答弁いただいた（2）です。

今、せつかく行政区単位で自主防災組織を組んでいただいているので、この指定避難所に無理くり来てもらうよりも、それぞれの行政区の中で安全である場所をきちんと専門家に見ていただいて判断をした上で、そこにお集まりいただくというルールをもう少し強化してみたいかというふうか。

先日、御案内をいただいて、私ども市議会議員複数名で妹川の持木地区が防災マップ作りを行政区でやっているところに立ち会いました。九大の西山先生、本市の防災のアドバイザーでもあります。御参加いただいて、実際に現地を見て、そして現地のお宅なんかにもお伺いをして、このとき、水どこまで来ましたかとか、どれぐらい崩れましたかとか、ここだったら安全でしたかみたいなことを全て確かめた上で防災マップ作りしました。そうすると、公民館じゃない場所のほうが安全なんです。とある方のおうちの、柿とかをやっている納屋の 2 階が一番安全だったです、鉄骨でできてて。ここだったら 20 人ぐらいは入れますと家主さんおっしゃられるわけ。食糧備蓄も 3 日分ぐらいはありますと。3 日あれば救助が来られるかもしれませんと、西山先生はおっしゃってました。

そういうような場所を各行政区にしっかりとつくっていただくことのほうが、今後恐らくこれだけ一気に雨が降って冠水するようなどころが増えたり、土砂崩れが多数で発生するような災害には適しているのではないかというふうに考えますので、このような専門家を交えて行政区でそういった避難場所を住民の皆さんが共有できるような機会、こういうものをぜひ所管にはお考えい

ただきたいと思うんですが、見解を伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 九州大学の西山先生ですね。具体的な回答については、市民協働推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課の江藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

議員おっしゃりますように、これから災害が激甚化、頻発化してまいります。そういった中でやはり市役所、指定避難所してるんですけども、自助、共助がやはり大事になってくると私も思っております。そういった中で自主防災組織、ここに強化をしていきたいと。地元に入っていて、講習会、訓練、ここの強化をしていきたいと私も思っておりますので、同様の考えであると考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 1番、権藤議員。

○議員（1番 権藤 英樹君） 所管の課長から答弁いただきましたので、もうこの件については了解をいたしました。本当に指定避難所よりも、今、市長答弁にもありましたように、行政区で避難できる場所を確保する、もしくは市長の答弁にもありましたように、垂直避難だとか、車の中に避難をすとかということのほうが安全である場合があるときには、それをやるというようなことをしっかり啓発していただく、このことが多分今後の防災対策について肝要になることだと思いますので、ぜひその部分については所管のほうにお任せをしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

最後に、2点あるんですが、1点が、個別支援計画について答弁をいただいて、半数近くの方がちゃんと把握しているという答弁をいただきました。私が想定してた数よりも多かったので少し安心をしているんですが、それでもまだ半数ですので、やはり市が思っておられる要支援者の皆さんを、もっとこの数を100%に近づけるぐらいの数、把握すべきだというふうに思いますし、（4）の回答はもう少し問いたい部分があったんですが、1,287名全てを作成して、個別支援計画は今、努力義務の段階なので、そこまでの部分ができていとはちょっとにわかには信じがたいなところ。だから、ちょっと回答の言葉の内容と、私が求めているものとに解離があるのかもしれないので、これはまた所管の方に後日お尋ねをしたいと思います。この個別支援計画は特に高齢者の方や障がい者を持った方には非常に重要な、命に係ることになりますので、所管は市民協働推進課かもしれませんが、福祉事務所や保健課などしっかりと横の連携を図ることが肝要だと思っております。誰一人取り残さないと市長が強くおっしゃられましたが、まさ

にそのとおりだと思っておりますので、そういった取扱いを今後、気をつけていただきたいという部分と、最後に、もう時間1分しかありませんので、あと1点。

(5) 外国人について、今回触れさせていただいたのは、取組の中でオンラインで防災訓練をしたというのがあったんですが、そういうことじゃなくて、もう本当に御自身、自分が外国人で言葉もあんまり分からなかったら何が必要だろうということに立ち返って対策を考えていただけませんか。そうすると、この資料の次のページにつけているような、優しい日本語を使った防災無線とか、あそこが崩れてますよと、だから逃げてくださいとか、何とか警報が発令されましたので何とかかんとかが肝要ですとか、何とかとか、難しい言葉使っても分からないので、これはある意味、高齢者の方にも分かりやすい放送になってます。

実際には長崎県の佐世保市とかが使われているので、そういったところをぜひ見聞いただきながら、確かにネットとかで4か国語、それもいいと思います。ただ、皆さんが、自分自身が被災したときに、いよいよ水が来そうだというとき考えてくださいよ。悠長にパソコンやスマホ開いて、何か座ってお茶でも飲みながらやりますか。あの放送じゃないですか、逃げてくださいというような。そこを分かりやすい日本語にしていきたいと思います。これはもう本当に要望として求めて、すみません、時間になりましたので、本日の一般質問はここまでとさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） これで、1番、権藤英樹議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩します。11時30分より再開します。

午前11時16分休憩

午前11時30分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、7番、竹永茂美議員の発言を許可します。7番、竹永茂美議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、通告に基づきまして一般質問を行わせていただきます。

さて、昨年2月に始まったロシア軍のウクライナ侵攻が泥沼化、長期化している中で、ロシア、ウクライナ、両方の市民に多くの犠牲が出ています。こんな中、今年10月7日、パレスチナ自治区のガザを実効しているハマスがイスラエル領内に攻撃を仕掛け、多くの死者を出すだけでなく、多くの人質を連れ去りました。これはいかなる理由があれ、人道上、許されるものではありません。これに対してイスラエルはガザ地区への反撃を始め、1万7,000人を超える大きな犠牲者が出ています。なかんずく新生児、乳幼児、子供、学校、入院患者、病院、女性に多くの犠牲を出しています。この反撃も国連憲章第2章に反するだけでなく、国際人道法に明らかに違反しています。

初日にイスラエルの撤退をする意見書を提出しましたが、残念ながら理解を得ることができませんでした。そのときに少し焦りまして、1つの説明を忘れていました。それは今から30年前の1993年9月13日に結ばれたパレスチナとイスラエルの共存を決めたオスロ合意です。オスロ合意には、イスラエルを国家として、そしてPLOをパレスチナ自治政府として相互に承認すること、そしてイスラエルが占領した地域から暫定的に撤退し、5年にわたって自治政府を認めるということがありました。そしてイスラエルのラビン首相とパレスチナのアラファト議長が調印をしました。ところがラビン首相は、その二、三年後にユダヤの青年から暗殺されて、なかなかイスラエルは向き合うのが難しくなったということがありました。

今、我が国はほとんどの原油を中東から輸入しています。中東のパレスチナにしろ、イスラエルにしろ、日本が軍隊を派遣したことがないので、両方の国や自治政府とのパイプを持っています。そうであれば、日本が行ういろんな取組はできるのではないかというふうに考えております。

意見書採択の折、最後にこのポスターを見せました。ガザというポスターです。ここには運転手のことを話をしましたが、意見書が採択されなかった翌日、西日本新聞にこのような記事がありました。「天井のない監獄ー。パレスチナ自治区ガザを例えるこの言葉の意味が、ようやく理解できた。福岡市で10月に上映されたドキュメンタリー映画「ガザ 素顔の日常」（2019年）を見た感想だ」福岡市とほぼ同じ面積に約210万人が密集して暮らしというのがガザです。イスラエルやエジプトとの国境に壁や検問所が設けられ、移動の自由はありません。そして先日、池上さんがテレビで放映してあったのが、今、ガザに何が一番足りないのかと言われたら、食料だということを現地のお医者さんが報告されていました。このような状況を私たちは考えていかなければなりません。

それでは、そのことを冒頭に述べて、9月の議会で積み残していましたが1番の質問に入りたいと思います。

1番、若者やお年寄りが住みやすいまちづくりについて。

(1) 夏季休業中の小学校プール開放について、こども基本法に基づく子供たちの意見聴取の状況と各小学校や行政がこの子供の意見をどう反映したのかお伺いいたします。

2点目、各小・中学校の保護者負担軽減策について伺います。

3点目、就学援助費改正の進捗状況についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長、答弁。

○教育長（樋口 則之君） 若者やお年寄りが住みやすいまちづくりについて、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目の夏季休業中の小学校プール開放について、こども基本法に基づく子供たちへの意見聴

取の状況と、その意見の反映についての御質問ですが、うきは市の夏季休業中の小学校のプール開放は、各学校のPTA事業として実施しており、令和2年度から令和4年度までの3年間は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各小学校のPTA理事会において協議の結果、中止となっていました。今年度のプール開放事業については、山春小学校以外の各小学校はPTA組織のプール開放を担当する委員会で協議の結果、「新型コロナウイルス感染症の心配」や「プールの行き帰り、開放中の熱中症の心配」など、各地域の保護者等の意見を把握した上で、委員会からPTA理事会に対して「今年度のプール開放はしない」との提案があり、理事会で承認されたものです。

山春小学校では、委員会からPTA理事会に対して「夏の遊び場としてプールを提供したい」との提案があり、理事会でプール開放を実施することが承認され、実施に至ったと伺っております。

さて、PTAは社会教育法第10条で規定される社会教育関係団体で、会員が自主・自立的に運営を行う任意団体であります。こども基本法においては、「施策に対する子ども・子育て当事者等の意見の反映」が基本施策の1つとなっていますが、夏季休業中の小学校プール開放は、市の施策で行っているものではなく、各学校のPTA事業ですので、市としては子供たちへの意見聴取は行っておりません。しかしながら、各学校のプール開放の可否は保護者の意見が反映されておりますので、当然、保護者が子供の考えを聞いた上での意見だと考えております。

2点目は、各小・中学校の保護者負担軽減策についての御質問ですが、小・中学校の保護者負担の実態については、給食費や学級費、修学旅行積立費等があり、いずれもそれぞれの使用目的に応じて受益者負担の観点から保護者に担っていただいているものです。

その中で小・中学校の保護者負担軽減策として、今年度も物価高騰により影響を受ける学校給食食材費に対する支援を行っており、これまでと同様の給食の質と量を維持するとともに、保護者の負担軽減を図る観点から小学校に643万5,000円、中学校に422万4,000円、併せて1,065万9,000円の給食食材費の支援金を実施しております。さらに今年6月の補正予算において承認をいただき、給食費1か月分の支援も実施したところです。

また、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒については、給食費やPTA会費、修学旅行費、校外活動費等を支援する「就学援助制度」において、要保護、準要保護世帯を対象とした支援を行っております。

3点目は、就学援助費改正の進捗状況としての御質問ですが、就学援助基準の見直しについては、令和3年12月議会の岩淵議員の一般質問において、「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」を主な基準としている自治体が全国的に増えているということから、うきは市においても認定基準見直しの検討が必要であると認識し、就学援助費の見直しに向けた検討を行ってお

ります。

令和4年度は認定基準に向けて近隣自治体の状況の把握を行い、令和5年度は認定基準の算定を円滑に行うため、就学援助支援電算システムの導入を行い、現在、運用に向けた協議を行っているところです。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） まず1点目のプールの開放の件ですけれども、今言われましたように、山春小学校は夏休み、8月10日まででしたっけ、行うことができたようです。それから、福富小学校は学童保育所が午前中開放し、やっぱり福富小学校に通ってる子供たちからすると、どうして学童保育だけ午前中開放できるのかという要望もあったそうです。それぞれ学童保育所がありましたので、回って意見を聞いたんですけども、基本的には学校が開けてくれると学童保育所も使い勝手がよかったんだなという意見がありましたが、この点について学童保育所からの要望というのは市のほうに上がったのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 学校教育課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 井上学校教育課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 学校教育課の井上でございます。

プール開放の申請として上がってきたのは、福富の学童保育所のみでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私が今、質問したのは、ほかにも学童保育所がありますが、そこへの要望調査等はされたのでしょうか。こども基本法には、子供の意見を反映するために必要な措置を講ずるものというのが、先ほど教育長も述べられましたが、その点いかがでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 先ほど教育長も答弁いたしましたように、PTA団体がプール開放は行っているところでございます。

また、PTAというのは、先ほども申しましたように社会教育関係団体と位置づけておりますので、私どものほうから児童の意見を集約するということは行ってはおりません。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは学童保育を所管する担当課のほうは、学童保育所のほうからの要望なり実態はつかんであるのかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所の佐藤でございます。

学童保育所からの要望につきましては、一応6月時点で口頭での聞き取りを行っております。結果につきましては、一応先ほど竹永議員が申されたように、学校のほうが開放すれば使いたいというところがほとんどで、一部、福富学童以外のほうにも、一、二校の学童につきましては使いたいというような気持ちはあったようですが、支援員の皆さんたちのいろいろ事務的な負担が大きいということで、実際、申請があったのが福富学童というふう聞いております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 今ありましたように、特に子供たちの夏休みの楽しみは何かあったら、やっぱりプールで遊ぶことではないかなと思ってます。熱中症の心配があるとするならば、福富小学校みたいに午前中開放すべきではなかったかなと思いますが、その点について市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど教育長が答弁したとおりだと思ってます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは教育長にお伺いいたします。

前任は筑前町の教育委員会に勤めておられたのでよくお分かりと思いますが、筑前町のプール開放はどのようなものか、分かっている範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 筑前町のプール開放については存じ上げておりませんので、答弁は差し控えます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私が今年も筑前町のプールを利用させていただいた折にいろいろお聞きしました。筑前町プールは6月末から9月最初の週まで開放されました。監視員が10名ほどおられまして、滑り台のあるちっちゃなプール、それから幼児用の膝までもないようなプール、そして25メートルプールがありました。これは筑前町の取組として取り組んでありまして、8月27日にお伺いしたときに、今日はもう夏休み最後になると思いますが、どのくらいの利用がありましたかとお聞きしましたら、今日は120名ぐらいの利用がありましたということでありました。このように、上に立つ人の判断で小学校のプールも開けるんじゃないかなというふうにしております。

それでは今回、今年の夏、調音の滝公園と百年公園でプールの開放がありました。この経費はどのくらい市のほうから支出されたのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 建設課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井建設課長。

○建設課長（石井 太君） 建設課の石井でございます。

今、お話がありました百年公園、調音の滝公園につきましては、本年、4年ぶりに7月21日から8月27日まで38日間開放をいたしました。途中、地滑り、それから台風6号の接近もありましたけれども、この期間中、全体で約2万人の方に御利用いただいております。経費につきましては、プール監視員の経費といたしまして424万4,328円をプール監視員の費用として支出をいたしております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 今、報告がありましたように、市のトップの判断で調音の滝と百年公園については420万円を超える配置ができた。であれば、ぜひ来年に向けて市長の判断で各小学校のプール開放をお願いしたいなと思っております。

私が小学校在籍していたときは、PTAと高校生を2人ぐらい町費で雇っていただいていたんじゃないかなと思っております。もちろんコロナ禍でできなかつたとは思いますが、繰り返になります。子供たちの意見を反映してプール開放をお願いできないか、最後に市長の答弁をお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど教育長のほうから答弁があったように、各学校のプール開放の可否については、保護者の意見が反映されておりますが、当然、保護者が意見を述べるときには、子供の考え方を聞いた上の意見だと、このように認識をしております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 明確な答弁ではありませんでしたが、ぜひ来年度に向けてそれぞれの学校のプールが使えるようお願いしたいと思います。

それでは2点目、保護者負担軽減についてです。

お手元のお配りの資料に手書きの分があります。うきは市小・中学校PTA負担ということで、左側のほうは2020年のPTAの分で、一般質問に使わせていただいた分です。右側が2020年の実績です。A小学校につきましては、児童振興費で44万円がPTAから支出されています。内訳については、入学・卒業祝い等と運動会とかのもので、本来これは市が、あるい

は教育委員会がすべきものだと思います。なおかつ、A小学校につきましては、PTAだけではなく準会員ということで、地域の方々からPTAのお金を集められています。同じくC小学校についても24万5,000円が5万円値上げして29万5,000円が賛助会員からも集められています。E小学校についても、同じく62万円が64万円と賛助会員から集められています。

このような状況につきまして、市長としていかがお考えなんでしょうか。市で当然、負担すべきだと私は考えておりますが。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど教育長のほうから答弁があったように、基本的には受益者負担の観点から保護者の皆さんに担っていただいているところであります。

しかしながら、昨年度なんかは、先ほど教育長から答弁があったように、学校給食費、食材が値上げをしてるということを捉えて、市としての負担軽減を図っているわけでありまして。今後もいろんな社会情勢を見ながら、しっかり対応していきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） その下のほうに、字が小さくて申し訳なかったんですが、昨日の一般質問では、えびの市の飯野高校に対する補助の件について質問がありました。そこに書いてあります下から2行目ですが、②飯野高等学校支援事業で1,565万3,000円。内訳がその下に書いてありますように、飯野高校学力向上支援事業補助金、これは多分、公営塾を開いてあることだと思います。それから、右のほうが奨学金給付金が720万円。当初、高校だけの補助だったのかなと思っておりまして、1番に戻りますが、30人学級授業費で6,550万円、えびの市は小・中学校全てで30人学級を配置されていますので、多分10人程度の配置ではなかったかなと思っています。

昨日、同僚議員の質問の後、再度、インターネットで調べましたら、分かりやすい予算、宮崎県えびの市、令和5年度というのがありました。その中で先ほどの給食費に関して言いますと、安心でおいしい学校給食の提供、市長重点取組事項として、中学校の給食費無償化事業として2,167万円というのがありました。じゃあえびの市はうきは市よりも財政規模が大きいのかと申しますと、本年度の予算が141億2,200万円ということで、うきは市よりも小さな自治体でも、先ほど言いました中学校の給食の支援がありました。小学校はないのだろうかと思っ

てよく調べていましたら、後期の分について給食費を負担するということが書いてありました。このように財政規模が小さな自治体でも小学校、中学校、そして高校への支援がなされていると思います。そのことはPTAの負担軽減につながっていると思いますが、市長、いかがお考えでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） えびの市の事例は開会当初、厚生文教委員長の佐藤裕宣委員長のほうから説明もいただいておりますし、昨日の一般質問でも同じように御指摘をいただいているところでもあります。

私も今後、えびの市の取組については、またしっかり勉強させていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） ぜひ読んでいただいて、取組をお願いしたいと思っております。

では、3番目、就学援助費改正の進捗状況につきまして、先ほど説明がありましたが、A面の下のほうに書いています。これは3月議会で課長の答弁をアンダーライン引いてますので読みますと、システムの導入をいたしまして、それからの話になりますので、9月頃と今のところは計画しております。6番議員のほうから、来年度9月であるなら補正を12月でも組めないかというふうに意見が出たんですが、すみません、その下の課長の答弁として、令和6年度からということで、来年の1月に申請をしていただく分からと考えております。そして一番下に、今年、新システムを導入しまして、それから検討するものがございますということですが、先ほどの答弁でよく分からなかったんですが、もう既に導入されて、大まかな金額が出ているという理解でよろしいのでしょうか。教育長、答弁をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 先ほどの教育長の答弁でも申しましたように、令和5年度に、今年度に認定基準の算定を円滑にするために就学援助支援電算システムの導入を行っているところでございます。そして今、運用に向けた協議を行っている途中でございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 再質問ですが、もうシステムは導入されて運用されているという理解でいいのか、導入はしたけれども、まだ運用はされていないという理解でいいのか。その辺を詳しくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 繰り返しの答弁になりますけども、現在、運用に向けた協議を行っているというものでございますので、今、運用しているというものではございません。

（「いや、導入をされているんですか」と呼ぶ者あり）導入を行って、運用に向けた協議を行っているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 今年ももう12月ですが、導入されて、結果的には検討しているということでしたけれども、先日の教育委員会の傍聴の折かの答弁では、もう来年6月に市長選があるので骨格予算になるから、それはできなくて、8月の予算でというような旨の発言がございましたけど、来年度の予算にはこれの運用、4月1日からの運用についての取組は何かなされる予定があるのでしょうか。それとも骨格予算だからできないという判断でしょうか。具体的な説明をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから教育長、学校教育課長が答弁しているとおりでありまして、令和3年12月に岩淵議員からの一般質問においても、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの。じゃあどういう係数を掛けるかと、様々な政策判断があります。そういうところで最終的にはトップである市長の判断が伴ってきますので、先ほど議員が指摘されてた骨格予算というような話が出たんじゃないかなと、このように認識をしております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） ということは、来年度の新入生にはもう間に合わないという判断ですか。それとも新入生だけは支給しようという判断でしょうか。あるいは、現状と同じ基準で支給するという判断でしょうか。お尋ねいたします。いや、答えきる人がどなたか分かりませんので。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） しっかり押さえなくちゃいけないんですが、新入生全てが対象になる、ならないという判断じゃなくて、今までの基準内に収まっている新入生は今までどおりやりますが、見直して対象が増える分についての手当はどうするかというのは、まさに今から私が最終的に判断して対応していかなくちゃいけないのだと、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 基準内の人は今までどおりやるし、基準を例えば1.3倍にして拡大した場合については、今後、検討するという答弁をいただきましたので、よろしく願いしておきたいと思います。

それでは、大きな2番に行きます。安全・安心のまちづくりについて。

本年度、通学路の安全確保について通学路安全推進会議が開催されたと思いますが、どのようなことが決定したのかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 安全・安心のまちづくりについて、令和5年度通学路の小中学校区ごと

の安全確保とうきは市の取組についての御質問ですが、令和5年度に各学校から提出された通学路の危険箇所は22か所で、小学校別では千年小学校2か所、吉井小学校1か所、福富小学校1か所、江南小学校5か所、山春小学校7か所、大石小学校4か所、御幸小学校2か所となっています。

7月19日と22日の2日間で実施した合同点検では、警察、国・県・市の道路管理者、行政、学校の立会いの下、現場の状況を確認しながら具体的な対策の検討を行い、8月に開催した通学路安全推進会議におきまして現在までの取組状況の報告と今後の改修等についての協議を行いました。危険箇所への対策案として、ガードレール支柱の設置、グリーンベルトの設置、外側線の引き直しや路面標示、転落防止柵の設置など具体的な改修内容を協議し、来年度以降に予算化して改修を行う予定としております。

また、今年度のうきは市の取組については、現在、昨年度の通学路安全プログラムで提出された対策箇所の工事を発注しているところです。小学校別では、千年小学校1か所、吉井小学校1か所、福富小学校2か所、江南小学校2か所、山春小学校2か所の合計8か所で、主な内容としましては、路側帯のカラー舗装、転落防止柵設置、路側線設置となっております。今後も関係機関と連携しながら、危険箇所の早期改善に努めてまいります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 本年度の交通安全推進会議の資料を頂きましたので、2つの小学校の2か所だけについて確認させてください。

1か所は千年小学校の分です。210号、牛井屋から若宮八幡宮のほうに通学路があるんですけど、1か所、歩道がなくて小さな河川をまたぐような形で子供たちが毎日、道路にはみ出しております。この件については、恐らく5年ぐらい前から、自分たちが議員になったときから指摘してきたわけですけども、その点の進捗状況はいかがなものかというのが1点。

それから2点目が、吉井小学校の国道210号のカラー舗装の件ですが、1期として高橋から警察署入り口まで、2期として扇島、二十区の公民館のところから竹重バス停まで、片側だけカラー舗装がなされたんですけど、頂いた資料では210号の両側なのか、片側なのか分かりませんので、警察署入り口から扇島信号までのカラー舗装は片側なのか、両側なのか、あるいは途中でなのか、その2点の確認をしたいと思いますので、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） お尋ねの件については、建設課長のほうから答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井建設課長。

○建設課長（石井 太君） 建設課の石井でございます。

2点の御質問でございます。

1点目の千年の若宮建設の前の少し狭小になってる部分については、県の整備事務所のほうにお願いをいたしまして、現在、地権者との協議がやや難航してる部分もありますけれども、今後、整い次第、拡幅の工事を実施する予定で今、調整をしているところでございます。

2点目の警察署の信号から旧東高辺りの路側帯につきましては、本年度、片側の路側線標示を実施予定でございます。来年度につきましては、もう片側をどうするのかについては、改めて国と協議をさせていただきたいと思っておるところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 1点目の千年小学校に関わる分ですが、地権者の、その当時の方は亡くなられて、御遺族なり、親族の方との話をいろいろお聞きしましたら、どうもアパートを建てる前に歩道の要望があつとけば売却していたのになというのが1点と、その後、代替の駐車場があればというふうな感じだったんですけど、先日、再度その場所を確認しましたら、県道に面した用水路の蓋の部分だけでもすれば、1人子供が通ることは可能ではないかなと思ったんですけど、その辺の県との進捗状況は、その後、何かあってるんでしょうかというのが1点。

それから2点目、210号の片側ということですが、まさかとは思いますが、国道の南側をたくさん子供が通っていますが、北側ということはないんでしょうか。その2点をお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 建設課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井建設課長。

○建設課長（石井 太君） 1点目の詳細については、個別の案件でもございますので、改めて別の機会のときに説明させていただければと思っております。ただし、その場所を改良していこうということは、県のほうと確認が取れておりますので、できるだけ速やかに整備ができるように我々も調整に力を入れていきたいと思っております。

それから2点目の舗装につきましては、ちょっとすみません、私が今——ちょっと後ほど回答させていただきます。すみません。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、すみません、一般質問の最後のうきは市の取組について何うということで、昨日から年末の交通安全週間が始まりました。雨が降りそうだったんですけども、いつものように扇島の信号機まで行きまして、子供たちがバスに乗った後、多分警察署入り口のところにいっぱい立ってあるのかなと行ったんですけど、私が、7時半ぐらいの時点では誰もおられなくて、バイパスのほうに出たんですけど、バイパス警察入り口のところにも誰もおられませんでしたので、左折しまして、岩光の信号のほうに行きましたら、多分P T Aの方が

横断中の旗を持って立ってありました。

これ、お尋ねになるんですが、防火週間になりましたら消防署、あるいは分団の車庫の前に火の用心とかという赤い旗がたくさん立ちます。それから、おひなさまめぐりのときは、菊竹六鼓記念館の前にもおひなさまめぐりという赤い桃太郎旗が10本も20本も立ちます。しかし、うきは市で交通指導員やPTAが立っているところは、たくさん立っていただいているんですけど、持っているのは横断中の旗だけで、せめて交通安全の桃太郎旗とか、各行政区に配られないだろうかと思うんですが、その点、市長としていかがお考えなんでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ぜひ、もしそういう強い気持ちがあれば、事前通告していただければしっかり答弁させていただこうかなと思っておりますが、でも、今段階で答えられる範囲内で、市民協働推進課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 江藤市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（江藤 良隆君） 市民協働推進課の江藤です。

議員おっしゃいますように、昨日から、12月11日から12月31日までが年末の交通安全県民運動になっております。

昨日、私も中千足交差点のほうで交通指導、朝7時半から8時前までちょっと立たせていただきました。そちらのほう、十数名立っておりました。吉井のほうはちょっと確認、私、直接行ったわけではないんですけども、聞いたところによりますと7時半から8時まで20名ぐらい立ってたということでもちょっと聞いております。

それから、桃太郎旗についてなんですけれども、こちらのほう、市が準備してるものではなくて、警察にあります交通安全協会のほうで準備しているものになりますけれども、希望があれば、適宜、配布していると聞いておりますので、市役所にも何本かちょっと頂いた分がありますので、言っていただければ配布はできると思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 私が市長に、事前通告が足りなかったということですが、お願いしたいのは、交通安全協会は交通安全協会でもいいんですけども、保護者とか交通指導員が立っているときに、なぜかしら、先ほど言いました大きな横断中の旗だけでは、確かに防災無線でも言っているんですけど、やはり啓発としては不十分じゃないかなと思いますし、多分交付税の中に交通安全対策関係の交付税もありましたので、ぜひうきは市の取組が見えるように交通安全、あるいは子供の横断中みたいな桃太郎旗が購入できないかということをお願いしておりますが、これは検討していただくことでよろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘として受け止めさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、よろしく願いしておきたいと思います。

それでは、最後の3番に入ります。法律や条例、規則が守られるまちづくりについて。

1番、2023年9月の市職員と教職員の小・中別超過勤務の実態、また本年度の超過勤務の実態について、5人の教育委員会とか総括健康管理委員会での超勤縮減策についてお伺いいたします。

2点目は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が来年の4月1日から施行されます。各都道府県については、条例制定の義務が課されておりますが、各自治体も努力義務が課されているのではないかなと思っておりますので、うきは市における条例制定の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、法律や条例、規則が守られるまちづくりについて、大きく2つの御質問をいただきました。

まず1点目のうち、市職員の超過勤務の実態と2点目につきましては私から答弁をさせていただき、1点目の教職員の超過勤務の実態と教育委員会や総括健康管理委員会での超過勤務縮減策については、この後、教育長から答弁をさせます。

それでは、1点目のうち、令和5年9月のうきは市職員の超過勤務の実態についての御質問ですが、職員の時間外勤務の状況でございますけれども、令和5年9月におきましては、1か月当たり45時間以上の職員は2人、80時間以上及び100時間以上の職員はございませんでした。令和4年度と比較しますと、45時間以上が2名の減少となっております。

時間外勤務の要因としましては、7月7日からの大雨に係る災害対応など、他律的な業務等によるものと考えております。市では、既にノー残業デーを設定し、定時退庁を推進するため、メール等による周知啓発を行っており、さらに時間外勤務が多い職員及び所属長にヒアリングを実施し、長時間労働の要因調査を行い、改善に向けた指導を行うなど、時間外勤務縮減の取組を行っているところであります。

今後とも「うきは市特定事業主行動計画」に基づく有給休暇の取得促進、時間外勤務の縮減等、職員の勤務環境の改善に取り組み、働き方改革の推進を図ってまいりたいと思っております。

2点目の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に対するうきは市への基本的な考えと、条例制定の推進状況についての御質問ですが、この法律は「女性への福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定し、様々な困難な問題を抱える女性の自

立に向け、公的支援を強化することを目的としてつくられた法律で、令和6年4月1日に施行予定であります。

第4条に、国、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は基本理念にのっとり、困難を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する」とあり、また第8条では、「市町村は国の定めた基本方針に則し、県の定めた基本計画を勘案し、市における困難を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」と明記をされております。

現在、うきは市におきましては、男女共同参画センターに女性相談員を1名配置し、様々な困難を抱える女性からの相談を受け、状況に応じて関係機関につなぐなどして支援を行っております。議員御指摘の条例制定等につきましては、近隣市町村の対応なども調査をしながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 1点目の令和5年9月の教職員の小・中学校別超過勤務の実態と本年度の超過勤務について、教育委員会や総括健康管理委員会での縮減策についての御質問についてです。

市内小・中学校における教職員の超過勤務の実態については、令和5年9月の45時間以上の人数は、小学校132名中43名、中学校60名中30名、80時間以上の人数は、小学校はいません。中学校は8名で、100時間以上は小・中学校ともありません。

前年同月と比較しますと、小学校の令和4年9月の45時間以上の超過勤務は49名、令和5年9月は43名で6名減少、80時間以上は1名減少で、いなくなっております。ということで、減少傾向にあります。中学校の令和4年9月の45時間以上は26名、令和5年9月は30名と4名増加、80時間以上は令和4年9月は3名、令和5年9月が8名と5名増加したものの、今年度の100時間はおりませんので、1名減少しております。

また、超過勤務の実態についての縮減策の論議についてですが、教育委員会においては、議会の一般質問に関する資料を配付し、超過勤務の状況等についても御理解をいただいております。その上で教育委員会が学校訪問の際に各学校における働き方改革の取組について報告を受け、協議を行っているところです。

今年度の総括健康管理委員会は、11月22日に開催いたしました。ストレスチェックの結果や超過勤務の実態を情報共有しました。縮減策については、各学校の取組状況を校長が報告し、マイ定時退校日や計画的な年次休暇の設定、校務支援システム「ミライム」の活用による会議のペーパーレス化、教材の共有化など、具体的な縮減策について協議し、情報共有を行っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、市長のほうに、さきに1点お尋ねします。

うきは市の健康管理委員会は、年何回開催されてあるのでしょうか。昨年度の実績で結構ですのでお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課の吉松でございます。よろしく申し上げます。

昨年度の実績でまいりますと、都合5回開催しております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、本年度、資料を頂きました。令和元年からしますと病休者、あるいは休職者が毎年出ております。

市長にお尋ねですが、病休者や休職者が出ると、どのようなことに困ることがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 病休者、休職者が発生いたしますと、やはりその職場の事務の滞り等が発生してまいります。一般的にはやはり係単位でいろんな組織ございますが、大量に職員がおる部署というのはなかなかありませんので、1人当たりの職員に関する事務量がやはり大きいものがございまして、例えば1人欠けますと、そこで係の負担が大きくなるという状況にはなろうかと思えます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） それでは、教育長のほうにお尋ねしますが、昨年度、学校現場での2週間以上の病休者及び休職者は何名いたか。分からないと思いますので、病休者や休職者がおられたかどうかというのはお分かりになりますか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 私のほうでは確実に昨年度の分、把握しておりません。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） いたかだけの確認はできますか。学校教育課長のほうが詳

しいのかもしれませんが、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 井上課長。

○学校教育課長（井上 理恵君） 申し訳ございませんけども、資料が今、手元にございませんで、病休者がどのくらいいたかとか、休職者がいたかという、その判断がちょっと言いかねるところでございます。申し訳ありません。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 事前通告を丁寧に行ってなかったのも、人数とかは無理かもしれませんが、じゃあ教育長にお尋ねいたします。

学校現場で病休者や休職者が出た場合、どのような不都合、あるいはどのような負担が生じるかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） まず、子供の指導がもう一番影響を受けるところでございます。学級担任であれば、学級担任が欠けるわけですので、誰かが補うということ。そして子供に対する学習指導を行っていくということで、誰かが1人病休で欠ければ、誰かがそれを補うということになりますので、学級経営上も学習指導上も非常に困難を極めることとなります。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 学校現場で自分の経験からしますと、病休者が出、あるいは休職者が出れば、代替りの職員雇いますので、極端な言い方すれば、短い期間であったとしても代替えの先生の賃金を支払わなければならないと思いますが、教育長、その理解でよろしいですか。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） これも議員御存じのとおり、現状が教職員が足りていないという現状がございますので、病休をして休まれると、その代替の職員がすぐには出られないという現状がございます。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 今、質問しましたように、病休者や休職者が出ますと、市のほうも事務が滞り、補充人員、場合によっては会計年度任用職員を雇って賃金の二重払いみたいなのが生じますし、学校現場では、私がいた12年前までは何とか補充があったみたいですけど、今は本当に先生たちが足りません。子供への影響、そして担任への影響、そして賃金を二重に支払わなければならないような大事なことが起きています。であれば、先ほど冒頭に戻りますけれども、小・中学校の超過勤務については縮減する手だてを打っていただきたいなというふうに思い

ます。

実は先日、10月5日の日に西鉄久留米のほうに行きまして、連合のほうから長時間労働ストップという、このような集会をするので来ていただきたいということで行きました。連合議員は主にアピールをするわけですが、その日、ちょっとニュースカーの調子が悪くてティッシュ配りをしたんですけども、本当に久しぶりにしたんですけど、受け取ってくれるかなという心配もあったんですけど、年齢とか性別に関係なく結構受け取っていただきました。内容が長時間労働、あなたの働き方は大丈夫ですかということがメインだったかなと思っています。そういう意味で、学校とか市役所とか、組織された大きな職場でも大変な状況がありますし、小さな中小企業でもあってるのではないかなというふうに思っています。そういう意味で、先ほど教育長が小学校では43名、中学校では30名もの45時間超勤の方がおられます。でも、実際は、本当はもっと過酷な状況ではなかるうかと思っております。

お配りしました資料を再度御覧ください。B面の右側に、ある小学校と中学校で超勤が一番長かった人を出しました。小学校はちょうど真ん中ぐらいですが、超勤時間が62時間13分、中学校は88時間48分ということでした。でも、よく見ておりましたら、真ん中の欄に少し黒い枠を入れていますが、休憩時間が小学校の先生も中学校の先生も出勤した日は毎日取れています。学校現場でこういうことがあり得るのでしょうか。教育長にお尋ねします。教育長、在任中、1か月間、昼休みは全て45分取ることができておったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 休憩時間の45分のことのお尋ねだと思いますが、学校を預かる校長は、それぞれの学校で45分の休憩時間を与えております。その45分の休憩時間に何かの話を命じたり、何かの仕事を命ずることはありません。

それで休憩時間に子供と触れ合ったり、遊んだりするということは見られますけれども、これは校長が強いたわけではありませぬので、自分の判断で行っていることですので、45分をどう使うかというところの違いが出てくるのではないかと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 今、質問したのは、教育長は現職時代に毎日45分間の休憩を取ることができましたかという質問です。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 私も45分の休憩時間はいただいておりますので、45分は子供と運動場で遊んだり、教室で悩みを抱えた子供との話をしたりして過ごすことが多かったと記憶しております。

○議長（江藤 芳光君） 7番、竹永議員。

○議員（7番 竹永 茂美君） 最後になりますが、文科省の調査では平均的な昼休みの時間は10分と出されております。ですから、小学校の一番長い方の勤務日数が20日ですので、単純に計算しやすいように15分しか休息が取れないとすると、毎日30分ずつの積み重ねがあり、600時間、10時間の超勤にもなると思いますし、小学校の先生を見ていただくと分かりますように、9月2日、9月9日、9月16日、9月30日、土曜日に出勤されておりますが、出勤日は時間は打ってありますが退勤時刻がないため在校時間はゼロというふうな形になっています。

このような集計でさえ9月分の集計お願いしましたら、集計をいただいたのが議会開催日の日というふうに、2か月も遅れるような状況です。もっと正しく正確に調べていただいて、先生たちが安心して働けるようお願いしたいと思います。

それから、2点目の困難を抱える女性に対する取組については、市長のほうから近隣の自治体の状況を見て条例制定も考えていきたいということでしたので、ぜひ予算、相談体制、人材の育成をお願いして、私の質問を終わります。ぜひ3月議会では超勤がなくなって、本当に楽しいなという先生たちの声が聞けるようによろしくをお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） これで、7番、竹永茂美議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。午後1時45分より再開します。

午後0時31分休憩

午後1時45分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

午前中に引き続き一般質問を行います。

それでは、9番、熊懷和明議員の発言を許可します。9番、熊懷和明議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 9番、熊懷でございます。よろしく申し上げます。

では、通告書に従い、質問をさせていただきます。

1つ目、介護福祉支援について伺います。

2025年問題とは、団塊の世代が、昭和22年から24年生まれの方が75歳以上の後期高齢者になることで、社会保障費の負担増や人材不足などの問題が起こることを指しています。

2025年問題によって、次のような影響が予想されます。医療と介護の問題。高齢者の医療や介護の需要が増加する一方で、医師や看護師、介護士などの人材が不足します。

そこで（1）介護度が重くても満室等の理由により施設に入所できない要介護者の支援はどうされているのか。また、介護度が低いいため介護施設等に入所できなく、在宅介護をされている

方々への支援はどうされているのか伺う。

次に、重層的支援体制整備事業とは、地域共生社会の実現に向けた市町村が取り組む事業、法第106条の4、第2項複合的な課題を抱えた市民の相談を包括的に受け止め、継続的な伴走支援をすることで課題の解決を目指すというものであります。具体的には、次の3つの一体的に行う相談支援、まずは相談を断らない。参加支援、社会とのつながりを段階的に回復する支援。地域での交流の場などの整備に関する後方支援とあります。

そこで（2）令和3年4月に社会福祉法に基づいて新設された重層的支援体制整備事業の実施計画について伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、介護福祉支援について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の介護度が重い方でも満室等の理由で施設入所ができない方の支援と、介護度が低くて入所できない方への在宅支援についての御質問であります。高齢者が入所できる市内の施設は、特別養護老人ホーム3か所、老人保健施設1か所、介護医療院1か所、グループホーム5か所、有料老人ホーム10か所、軽費老人ホーム1か所で、合わせて21施設、定員597名となっております。

これらの施設は介護度により入所要件の規定があり、特別養護老人ホームは原則、「要介護3から要介護5」までとなっており、要介護認定度が中等度から重度の方しか入所できません。一方、老人保健施設や介護医療院は「要介護1から」、グループホームは「要支援2から」と、軽度の方から入所が可能であります。また、有料老人ホームや軽費老人ホームは、介護が必要のない「自立」の方も含めて入所できることとなっております。それぞれの入所施設には、提供されるサービス内容や利用料金等が異なりますので、御本人や御家族等が施設見学等を行い、御本人の状態に合った施設と契約をなされております。

御質問の満室等の理由で入所ができない方の支援につきましては、この間、担当のケアマネジャーが御本人と御家族の状況や御意向等を踏まえてケアプランを作成し、在宅生活の支援を行っております。その上で急遽、在宅生活が困難となった場合は、ショートステイやデイサービスを中心として短期間の宿泊、自宅への訪問を組み合わせた「小規模多機能型居宅介護」などで入所待ちの期間を支援する取組を行っております。

また、「要支援1から要介護2」までの軽度、中等度の方については、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャーが特別養護老人ホーム以外の軽度、中等度の方が入所できる施設を紹介したり、ケアプラン等を作成し、様々なサービスを提供しながら在宅生活の支援を行っているところでございます。

2点目の重層的支援体制整備事業の実施計画についての御質問であります。重層的支援体制整備事業は、8050世帯や育児と介護のダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりなど、本人や世帯が抱えている複合的な課題に対応するため、関係機関が連携し、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つについて一体的な支援を行うことができるよう、包括的な支援体制を構築するものであります。

うきは市では、令和3年度より、移行準備事業として社会福祉協議会へ委託し、「我が事・丸ごと」地域づくり推進事業に取り組んでおります。また、社会福祉協議会や庁内の関係部署間では、事業についての理解を深めるための勉強会や体制づくりの協議を行っており、令和6年度からの本事業開始に向け、準備を進めております。また、実施計画につきましても今年度中に策定する予定としております。

子育て、高齢者、障がい者、生活困窮など、各分野で行ってきた相談支援や地域づくりに向けた支援などの既存の取組を生かし、情報共有、連携を図りつつ、お互いに相談・支援につながる体制づくりが重要だと思っております。

具体的には、福祉事務所福祉係がこの事業の調整役を担い、庁内の関係部署の職員を集め、定期的に会議を開催し、業務上の連絡調整、複雑化したケース等の情報共有を行う予定としております。また、既存のサービスのみでは対応が難しかったり、様々な関係機関で対応が必要なケースの場合は関係機関に幅広く参加を求め、支援会議を開催し、支援の方向性や役割分担を検討していくこととしております。このように関係機関が連携し、生活課題の解決に向けた体制づくりが構築されることで、地域共生社会の実現へ近づけるよう進めてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 私が住民の人たち、いろいろお友達と寄って話すことが多いんですけど、その中で皆さんがおっしゃるのが、話の中で出てくるのは、もう72歳になりますからね、友達も72歳、75歳ですから、もう俺が、私が動けんごとになったら、家族に施設に入れてもらえばもういいと、そげん言うちよると、そういう人が多うございます。でも、私が、誰が簡単に入所できるかと、今言ってるんですよ。

もう、さっき言いましたように、団塊の世代で、今からどんどん増えていきますから、もう5年、10年したらほとんど85歳ぐらいになります。もう入られんよと、どうする、考えちよるかということ聞きます。ばってん、まだまだその不安感はないようでありますので、ここで聞いて、皆さんに分かるようにお伺いしていこうと思っております。

現在、施設に入所できない要介護者はどのくらい待機といたしますか、おるのか、お伺いしたい。

あと、在宅介護されている人たちは、現在どのくらいの方が在宅介護されているのかをちょっと教えてもらいたいと思います。

- 議長（江藤 芳光君） 高木市長。
- 市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。
- 議長（江藤 芳光君） 末次保健課長。
- 保健課長（末次ヒトミ君） 保健課の末次でございます。

2点御質問がございましたけれども、1つ目の施設の待機者数についてでございますけれども、12月4日時点で市内の特別養護老人ホームの申込者は、水月吉井が117人、ひじり園うきはが29人、えびね荘92人といった状況です。入所は順番待ちでありますから、1人が複数の施設に申込みをされていること、入院や他の施設への入所など、何らかの理由で入所が不要となった場合に取消しをされていないことなどから、実際の待機者数の把握は困難でございます。また、これらの入所申込みの中には市外の方も含まれています。

市内のグループホームにおいては、5施設に対し3施設は新たな申込者はいない現状でございます。

2点目の在宅介護の人数でございますけれども、申し訳ありません、令和5年の要介護認定者数が約1,500人となっておりますので、そのうち何のサービスも受けられてない方も多うございますので、こういった認定の方が何らかの在宅サービスを受けて生活をしているものと考えております。

以上でございます。

- 議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。
- 議員（9番 熊懷 和明君） 施設に入れない方が190名、市外からの人もおらっしゃって、ダブってる人もおらっしゃるということで、半分にしても100名ぐらいはおらっしゃるちゅうことで、これ、施設に入るのは市外の方もと言いますけど、市内優先ですか。一緒ですか。申込み順ですか。そこんとこちょっとお伺いしたいと思います。

- 議長（江藤 芳光君） 高木市長。
- 市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁させます。
- 議長（江藤 芳光君） 末次課長。

- 保健課長（末次ヒトミ君） 先ほど申込みにつきましては、おおむね入所施設の相談員のほうにお尋ねしましたところ、特別養護老人ホームでしたら、今、3施設を申しましたけれども、大体この3施設同時に1の方が申込みをされてますし、市外の施設も申込みをされてますので、最低3施設以上は申込みをされているような状況です。

それから、入所の優先度でございますけれども、各施設、入所判定委員会がございますけれども、市内の方が優先されるといった現状はございません。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 私たちの知り合いも施設の入居料が高いということで、市外の二日市の山あいのところ、安いところを探していることも聞いておりますので、どこも市内ちゅうわけはないとは感じておりますけど、一応聞いてみました。

在宅介護の人が1,500名、まだまだこれ増えていくと思います。そこで、極端に医療と介護の問題、高齢者の介護の需要が増加する一方で、医師や看護師、介護士などの人材が不足すると思っております。また、在宅高齢者軽度生活支援事業派遣しているヘルパーは、今後まだまだ足りなくなると思っておりますので、その今後の対策とか、どういうふうな考えを持っているかお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁させます。

○議長（江藤 芳光君） 末次課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） これからのヘルパー不足に対応の御質問でございますけれども、以前からも回答させていただいたこともありますけれども、介護については専門職に担ってもらう、具体的には身体介護になりますけれども。生活支援サービスについては、例えばシルバー人材センターだとか、住民主体の生活支援サービスといった様々なサービスを今後、検討して、そういった様々な主体を作っていきたいと考えております。

それから、そのほかに担い手不足というのは、今後ますます人口減少がございますけれども、今後はそういうだけではなくて、介護の担い手不足の解消として、一人一人が介護予防に取り組み、健康寿命を延伸し、生涯現役のまちづくりを進めることが今後ますます重要であると考えております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） これは市長にお聞きしたいと思いますが、さっきも市長が重層的支援のところ8050、ヤングケアラー問題、ネグレクトということで、今後必要とされる介護士、ヘルパーの人材の確保についてはもう考えていかないと、資格の支援とか考えていかないと、もう手に負えなくなるような私も気がしておりますから、そのところ、市長、どう考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 介護人材の確保、さらには介護人材の高齢化の課題というのは、うきは市だけの問題じゃなくて、全国的な大きな課題であります。そういう中で、国のほうも処遇改善とか、様々な取組をされているわけではありますが、そういう国・県の動向もしっかり見ながら、

うきは市としても適切にしっかり対応していきたいと、このように思っているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懐議員。

○議員（9番 熊懐 和明君） 最後に、最後ということはないばってん、市長に私が令和3年の12月に一般質問で聞いたときに、団塊の世代を2025年と言うたときに、市長はもう今、2040年と言われてますよちゅうことを言われたですね。ホームページも2040年ちゅうことが載っておりましたが、その中で私たちが話していくのに、2040年というと団塊の世代の一番下の人は93歳になります。だから、もう限界集落に私たちの隣組はなるような気がしております。2040年とはおかしいんじゃないかなと、ずっと悩みながら、今日は市長にちょっとそこを聞いてみろうち思ってから質問したとこです。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 私が申し上げた2040年というのは、我が国全体の高齢者のピークの時期を申し上げたわけです。

うきは市の高齢化のピークは、まだ今後の推移も見なくちゃいけないんですが、平成2年、平成3年、平成4年と、65歳以上の方が1万人を超えて推移しておりました。私の今の見立てでいきますと、昨年、令和4年が大きなピークではないかと思っております。令和5年度に入りまして1万を切って9,000台に戻ってきておりますので、もう少し推移は見なくちゃいけないんですが、そういう意味合いでいきますと、もう全国に17年も先駆けて高齢化がピークを迎えて、その対応というのが非常に重要になってくるんじゃないかと、このように思っておるところです。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懐議員。

○議員（9番 熊懐 和明君） 安心しました、今の話を聞いて。ばってん、うきは市はやっぱ早いということで、さっき言いましたように、今後のケア、支援をまず急いで考えていっていただきたいと要望して、ここはちょっと終わります。

次の重層的支援については、いろいろまだ社協の人にも聞いたら、まだやっていないということで、令和6年から進めていくということでもありますから安心しましたけど、なかなか難しい問題だと思いますけど、進めてもらわないと、さっきも言いましたように8050問題と障がい者、生活困窮、ネグレクト問題抱える世帯、高齢者虐待の問題の世帯とか、いろいろ手の届かない人たちがいると思います。そこのところをいかに手助けができるようにするのが重層的支援体制整備事業と私は思っておりますので、間違うてたら教えてください。

重層的支援というのは3本の柱で、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援づくり事業ということで進めていくことだろうと思っております。その中で話し合っていくのが一番大事なのはCSWと書いてあって、コミュニティソーシャルワーカーの存在は心強いという好意的な意見をいただいたという意見も出ておりますから、結局、ここのところも検討していただきたいと

思います。

ということで、なかなか難しいとは思いますが、結局、社協たちとでしょうから、なるべく早く進めていただきたいと私は感じておりますので、市長、どうでしょう。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所、佐藤でございます。

重層的な支援体制につきましては、現在、関係所管のほうで今年度2回、また社会福祉協議会も含めて、制度につきましては今、協議を行っているところでございます。

先ほど議員もおっしゃられてたように、いろいろ高齢者、また障がい者、子育て、生活困窮者の様々な課題につきまして、それぞれ所管でそういった相談も、機関とかございますが、その中でも解決が難しいようなものにつきまして、一応この重層的な支援体制、横串的な会議を持ちまして、そういった支援に努めていきたいと考えているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懐議員。

○議員（9番 熊懐 和明君） 最後に、何遍も言いますが、やはり高齢の方が、もう8050ですけど、お父さん、お母さんの介護して仕事もされなくなる、また昨日、竹永議員の中にもありましたが、中学生、小学生が介護するようなこともあっております。だから、こういうことをなるべくしなくていいような対策を早く考えていただきたいと、少しでもお願いして、終わります。

次に、2番目の空き家対策についてお伺いします。

昨日の空き家バンク登録の回答を聞いて、何を聞いていこうか考えさせられました。でも、今後のために伺いたいと思います。

（1）空き家バンク登録状況、今後の数的経過等について伺います。

解体費の助成を行う老朽危険家屋等除却促進事業費補助金についても、広報うきはで周知を進めてきた結果、年々、この補助金を活用される方が増えているということでございます。そこで、

（2）管理不全空家、特定空家除去等の現状について伺います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、空き家等の対策について、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目の空き家バンクの登録状況と今後についての御質問ですが、昨日の佐藤裕宣議員への回答と重複をいたしますが、空き家バンクとは、地域内で利用されていない戸建て住宅の情報を地方公共団体などが登録をし、ウェブサイトなどで公開することで、購入希望者へ提供をするもの

であります。

うきは市では、平成25年度より空き家バンク制度を開始し、登録物件として適当であると認める物件を空き家バンクに登録しております。登録状況といたしまして、平成25年度から令和5年11月までに登録した件数は63件で、そのうち売買や賃貸で成約した物件数が58件となっています。空き家バンクの登録期間は2年間で、ほとんどの物件が半年以内に買手や借手が見つかり、成約に至っている状況であります。

一方で、空き家の状態がよいものは、空き家バンクへの登録を行わず、不動産事業者で直接取り扱ってもらっているケースが多くなっております。

空き家に係る今後の見通しにつきましては、うきは市が令和4年度に実施した調査で市内の空き家数は742件となっており、平成28年度の調査と比較して34件減っているものの、長期的には人口減少や少子化の影響を受けて空き家が増加すると見込んでおります。それに伴い、空き家の取扱いに悩まれる方が多く発生するものと推測をいたします。空き家バンクへの登録に関わらず、空き家の取扱いに悩まれている方からの相談が多くなっており、今年度は既に22件の相談が寄せられていますので、適切に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

2点目が、管理不全空家、特定空家除去等の現状について御質問をいただきました。議員御承知のとおり、特定空家は、そのまま放置すれば倒壊等となるおそれのあるものや、衛生上、有害となるなど周囲に著しい悪影響を及ぼす空き家ではありますが、管理不全空家については、「放置すれば特定空家になるおそれのある空き家」とされており、管理不全空家として勧告を受けた場合は、今月13日——13日という明日ですね、あした施行される「空家等対策の推進に関する特別措置法」の一部を改正する法律により、固定資産税が6分の1等に減額される住宅用地特例が解除されることとなります。

うきは市では、空き家に関する所有者が周辺住民の皆さんからの相談等に対して建設課が総合窓口となる体制を取っており、内容をお聞きし、関係する部署に紹介し、相談者にとって最も適した対応策を御提案した上で解消に向けた協議を行っているところであります。しかしながら、改善が進まない場合は、うきは市空家等対策計画に基づき、空家対策協議会で特定空家及び管理不全空家について協議をしていくこととなります。特定空家の対応につきましては、これまで4件が指定され、そのうち3件が解体に至っております。また、老朽危険家屋等除去促進事業の活用では、5年間で86件の危険空き家の解体が行われております。

今後も空き家は増加していくことが考えられます。空き家バンクなどの利活用や老朽危険家屋等除去促進事業費補助金制度などの活用と併せて、特定空家や管理不全空家の取扱いについても市民の皆様にも周知しながら、可能な限り早期の空き家解消に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 平成25年から空き家バンクは登録している、11月までですが、平成28年が776件、令和4年が742件で、6年間で34件の空き家が減っているということです。

でも、空き家バンクは10年ぐらいたっておりますが、現在では空き家バンク登録はゼロということでしたでしょう。何でゼロになるのかといいますと、結局、空き家バンクの流れ、これ見せていただいたら、厳しい。なかなか厳しい。極端にですよ、もうほとんど不動産屋任せじゃないですか。空き家登録をしたいとしたら、不動産屋に聞いて、価格とか、改築さるるか、幾らかかるかとか、もうそこで査定されて、空き家バンクまで届いていない人が多いと思います。これじゃあなかなか空き家バンク登録は増えないと私は思っております。

このままの体制の今の空き家バンク制度の内容で続けていって登録者が増えると思ってるのか、ちょっと市長にお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 手島うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） うきはブランド推進課の手島でございます。

議員おっしゃるとおり、現在、空き家バンクの登録数はゼロ件となっております。これにつきましては、やはり登録要件が一定あるため、現状、そういうふうになっておるところでございます。昨日の佐藤議員のときにも申し上げましたとおり、登録要件、何か見直しができるものにつきましては、これから見直しをしていく必要があるかと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） そうですね、何が言いたいかといいますと、登録をしたいといっする前に、まず土地家屋調査士に依頼する前に、認定、代表であるところの不動産屋に相談してくれというのが先ですから、市民の人は不動産屋に行くのはなかなか敷居が高いと思いますよ。そこを市がさきに見て、どうですかということで仲介するのが、私は空き家バンクと思っておりますが、なかなかそういうことがされておられません。まず不動産屋任せというのが、一番私はおかしいと思いますけど、そこ、どう思います。お伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 手島課長。

○うきはブランド推進課長（手島 直樹君） 空き家バンクの登録の相談にお見えになられた方につきましては、不動産業者のほうに行っていただくのが先ではございませんで、まずお受けして

おるのは行政のほうでございます。

職員のほうが物件のほうの確認を行いまして、登録のための諸要件を所有者にお伝えいたしまして、その中で要件整ったときには不動産事業者のほうに査定をしていただくという流れになっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） おかしいとは思いますが、うきは市は、ほかの市の空き家バンクは自治体でいろいろ違うと思えますけど、ほかの市でいい方法で進めているところとか、やっぱり調べたり勉強したりしていると思えます。でも、10年このまま。

私、ホームページで、質問する以上、勉強しないかんもんやけん少し調べてみました。そして1が物件登録の申込み、書類5点を住宅政策課まで提出してくださいと、郵送でも可能。物件の写真、物件の位置図、物件の所有を証明する書類1点、登記事項証明書、戸籍等でいいと。本人確認できる書類——運転免許証やマイナンバーカードと書かれております、の写し1点。2つ目が、現地調査には市の担当者が物件の確認に伺いますと。でも、建物の外見のみ確認となるため、立会いは不要ですと。物件の登録、市の担当者が物件をホームページ等に掲載します。掲載しておりました。掲載情報、利用登録者から物件の問合せや交渉希望があった場合は、市は物件の所在地と物件所有者の連絡先を利用登録者へ開示します。交渉と契約、物件の所有者は利用登録者から連絡があった場合には、対応をお願いします。交渉は双方で直接行うか、宅地建物取引業者、不動産業者に媒介等を依頼して行うことができますと。交渉や契約は当事者間で行うものとし、市はこれに関与しません。本物件の登録期間は3年間です。再登録も可能ですと。不動産業者が自己所有する物件の登録はお断りしますということがホームページで出ておりました。

ホームページでいろいろ調べてみますと、128件の家の写真、いろいろ内容等載っております。そこを見たところで、79件が成約済み、売約済み、11件が中止となっております。もう早いんですよ、売れるのが。結局、これして売れた金額は、10万円、20万円、30万円、100万円とか、200万円、一番高いので600万円ぐらいやった。何でゼロがあると思いません。極端に、さっき言いましたように空き家等解体するようなところは、直接土地が欲しい人が来たら解体料、200万円、300万円とすれば、解体料で買っていくからゼロ円になるんですよ。だから50万円ですかね、危険空き家の補助。それもなくなって、これはえらい私はいいと思います。

こういうことを見て、市は、もう少し空き家バンクに登録していただく人をしていかんと、敷居を高くして、改造費幾らあらんと空き家バンクに参加できないとか、そういうことしていたら、うきは市はどんどん空き家増えていきますよ。このところ、私、市の決まり事もさきあるかもしれませんが、これはやっぱり参考にしていっていただきたいと私は思い、ちょっと調べて市

長に報告してお伺いしたいと思って質問しました。お願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、うきは市では、まちづくりの大きな手法の1つとして、古民家再生に力を入れております。そういう意味でいきますと、空き家バンク制度というのは大きな中心をなすもので、御指摘のとおりだろうと、このように思います。

ところで議員、御承知ですかね、合併前の浮羽町時代、たしか平成7年か6年に、当時、合併前の浮羽町が全国に先駆けて空き家バンク制度を立ち上げました。そのとき、テレビで全国放映されまして、そのとき、相当不動産事業者から民業圧迫という御指摘でかなりのクレームを受けたことがあると、こういうふう聞いております。

そういう歴史を踏まえながら、合併してうきは市になり、さらにこの空き家バンク制度を継続しているわけでありますが、民業圧迫にならないように様々な対応をしながら今日まで来ております。

先ほど答弁させていただいてますように、現にうきは市においても58件の成約が、こういう実績があるわけですから、しっかりした、今、課長のほうから要件の見直しという話もありましたが、様々な検討を加えながら、実績もあるわけですから、しっかり対応していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） ぜひ進めていただきたいと思います。民業圧迫というのは、まず私もそれはできないと思います。でも、これ、不動産屋は、言い方が悪いけど、ある程度の利益を求めないとなかなか立ち入れないところが私はあると思います。ちょっと見に行ってくださいちゅうても、やっぱりそこには人件費がかかりますから。だからそのところを話して、やっぱり民業圧迫じゃないような説明をしてでも、これは進めていかないと、もう10年でえらい急激に増えますよ、空き家。想像でくると思いますけど。

そういうことをお願いしたいと思いますが、まず私が今回一番お願いしたいことは、空き家、今ある部署、3か所あります。建設課、うきはブランド推進課、生涯学習課で空き家バンク対策をしていってると思います。でも、これ、1か所に部署を集約して、空き家担当課、また専門部署を設置していただきたいと思って、市長に要望をしたいと思っております。担当部署の設置をする考えがあるかないかと、その前に協力隊で頑張っておられた大久保さんが職員になられていると聞いております。この人、宅建業の資格を持っていたんでしょう。この人あたりが参加したら、まだまだ前向きな、結局、宅建業持っておりますから民業圧迫にもならないでしょうし、今、この人、どこにいらっしゃるんですか。2つについてお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ちょっと個人的な話はこの場では差し控えさせていただきますが、これまでも答弁させていただいてますように、空き家対策としては建設課が総合窓口となって、そして利活用空き家についてはうきはブランド推進課並びに生涯学習課、生涯学習課は伝建地域という視点と街環事業という2つの視点で関わりがありますので、この3課が連携して、今、取組を進めているところであります。

それぞれいろんな国の助成事業とかを活用してやってますので、どうしても今の体制でやったほうが逆に効率的に進めることができるんじゃないかと、このように思っておりますので、今の体制で続けさせていただきたいと思っております。ただ、決め打ちというわけじゃなくて、進める中でいろんな課題が出てきたらば、組織対応についてはまた考えていくこともあり得ると、このように思っております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） ぜひ、空き家担当部署はお願いしたいと思います。市長の今の意見は分かります。でも、市民のほうの立場からしてもらわないと、市民の人、空き家どこ行ったらいいのと、建設課かうきはブランド推進課、どこ行っていいか分からん。うきはブランド推進課行ったら、危険空き家は建設課ですよというて、また行かんといかん。そしていろいろ聞かれて、できませんいうて、もう来なくなります。そういうことも考えながら、今、市長が言われたように、先は、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。うきは市にはいい人材がおるんですから。（発言する者あり）続けて、また今もう時間になりよる。

江南の意見交換会行ったときに、空き家が増えて地域の景観の悪化が防犯の観点から対策を望むということを言われました。私が答えたのが、市長が終活の話をしておりました。私も3年前に市長に終活で元気な間に相続とか、墓じまいとか、土地の相続を話していただくようにとお願いして、やっと何か1回、話していただいたようですので、まずこれを江南の自治会のときには、この終活、この話を相続とかをまず自治会でしてもらえないでしょうか。私は集いの場でもしていますよ。だから、無縁仏になったり、そういうことがないようにお願いはしておりました。市長もこのことはもう少し力を入れて進めていただきたいと思います。

2点、それならお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 昨日も佐藤裕宣議員の御質問にお答えしてたんですが、全体的には、非常に申し訳ないんですが、民間のお力添えで非常に古民家再生というのが今、進んできております。四、五年前、町なかに1件もなかった宿泊所が、もう25件もできたり、あるいは古民家を再生したカフェが新たに30件近くできるなど、そういう古民家再生というのはしっかり進んでおりますので、行政としての空き家バンク制度についてもしっかり検討を加えながら進めていき

たいなど、このように思っております。

それで、家じまいの話も昨日させていただいたわけではありますが、具体的には今月の25日に「家の終活考えてみませんか」ということをテーマにセミナーも開催しております。また、福祉部門と少し空き家部門と連携調整、これ、私しか取れないわけですから、私のほうで連携させていただいて、福祉の視点でも家じまい、それが空き家バンクにつながっていくという視点で連携していきたいと思っております。

今、建設課を窓口として3課合同で連携して取り組んでいるのですが、そのことについて建設課長からもちょっと答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○建設課長（石井 太君） 建設課、石井でございます。

今現在、建設課のほうで総合窓口制を取っておりまして、春と秋に合同の相談会をまず実施いたしております。ただ、思った以上に参加者がいないのも現実でございますので、もう少し啓発に力を入れていきたいなというふうにも思っております。

また、いろいろ御質問されている中で、今、うきは市のほうで空き家ガイドブックの作成を進めております。これは、相続登記から利活用、あるいはリフォーム、空き家バンク、それから補助金、もう最後の解体等まで一体的なガイドブックを作成いたしております。これはちょっと民間の印刷事業者の協力をいただいて無償で作らせていただこうと思ってるんですけども、こういったものも自治協議会、あるいは行政区等辺りにもお知らせをしながら、またホームページ等にも載せながら、少しずつ自分たちの家をどうするのかという意識を高めていかないと、もうどこの集落もやっぱり後継者がいるところが少なくなってきておりますので、私どもも危機感を持って進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） よろしくお願ひしときます。

そして2つ目の特定危険空家ですね。5年間で86件の解消をしたと、来年も12件あるということで、危険空き家の解体、解消はいろいろ進めていただいております。20件に達していることも聞いております。これ、20件が上限ですよ、50万円の。なかなか支援金も要ることだと思いますけど、やっぱり20件を25件、30件に、よかったら考えていただいて、通ってみたら、もう山間部のほうでもどこでも行ったら、潰れるような家が多いもんですから、そいき、そこのところをもう少し、補助金も要ることでしょうけど、少しずつでもいいから増やして、解体のほうに力を入れていただきたいと、最後の質問とします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほども答弁させていただいたんですが、もうまさにあした、法の改正

が施行されます。そういうことも踏まえて、しっかり対応しなくちゃいけないと思っています。

具体には建設課長のほうから答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 石井課長。

○建設課長（石井 太君） 先ほど5年間で86件という御報告させていただいております。成果表のほうにも記入してるんですけども、令和2年度にマックスの20件が一度ございました。現時点では、本来は20件を超えたい思いでやっておりますけれども、結果的に範囲内で終わってるという状況でございます。

所管としては臨機応変に、年度明けに要望が来たものについては柔軟な対応も考えたいと思いますし、それを超えるような場合には、改めて財政部局のほうにそういった予算要求もさせていただきたいというふうに思っております。

なお、半分が補助金がつきますもんですから、計画に沿って事業については実施をしてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） 9番、熊懷議員。

○議員（9番 熊懷 和明君） 要望して、今日の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） これで、9番、熊懷和明議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） ここで暫時休憩とします。再開は午後3時ちょうどでございます。

午後2時41分休憩

午後2時59分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、2番、高木亜希子議員の発言を許可します。本日最後になります。2番、高木亜希子議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 2番議員の高木です。議長から許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきたいと思えます。

まず、本日の午前中、傍聴席に浮羽究真館高校の学生の皆さんがいらっしゃっていました。私は子供たちが育つ、彼らがふるさとというふうに呼ぶようになるこの町が、もし卒業後に一旦外に出たとしても、うきはに戻って暮らしていこうと思ってもらえるような、これからもうきはが持続可能だと思ってもらえるような、そんな町にするにはどうしたらいいんだろうというところから、彼らが前回、教育長も出席しておられましたけれども、課題発表会の中で取り上げてくれていたようなことを質問のほうに反映させていただいて、そちらを今回はお届けしたいと思って

おります。

今までさせてきていただいていた一般質問、例えば小・中学校の校区の問題であるとか、建て替えの問題であるとか、そういったところと連携したような質問にもなっているかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今回は1番と2番、1番は民間への会計年度任用職員包括業務委託についてと、2番、これからの時代の児童・生徒の学びについてを取上げさせていただきます。それぞれ順番に質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず大きなテーマ1、民間への会計年度任用職員包括業務委託について、こちらを質問させていただきます。

こちらのテーマにつきましては、ここ数年の市議会の一般質問等の議事録などを調べましたら、この包括業務委託についての質問などがされた実績が見当たりませんでしたので、恐らく市民の皆さん、傍聴席においでになっている皆さんにとっても唐突な質問になるかと思っております。したがって、少し前段が長くなるかもしれませんが御容赦ください。それでは始めさせていただきます。

こちらは、9月議会第3回定例会の補正予算案の中で債務負担行為の1つとして提案された、今現在、市役所の中で、あるいは学校現場の中で会計年度任用職員として担当していただいている業務を民間事業者へ包括的に業務委託するための7億2,519万3,000円が計上され、その後、取り下げられたという、こちらの事案になります。

私もあんまり詳しくなかったんですけども、債務負担行為といいますのが、1つの事業が単年度で終了せずに、その後の年度においても支出をしなければならない場合に、あらかじめ債務を約束するということです。予算で決めておく取扱いのことだそうです。ほかの自治体のホームページを見ましたら、市民の皆様に分かりやすい形でということでお示ししているところだと、将来の支出をあらかじめお約束する行為のことというふうに表現されておりました。

この9月定例会で執行部から提案されておりましたのが、令和5年度から令和8年度で7億2,519万3,000円です。私が一番ちょっと注目したのが、主に生涯学習分野、学校教育分野に配属されている会計年度任用職員の皆さんの業務についても含まれてあったという点に注目をいたしました。8月の全員協議会で一番最初の資料が提示されまして、9月の全員協議会を経ても私ども議員にとって説明、資料とも不十分ではないだろうか、また現場を含めヒアリングや事前説明が不十分ではないだろうかということで、多くの議員から現行の提案では受入れ難いという意見が出て、取下げとなった経緯がございます。その際のやり取りについて市民の皆さんは市議会の議事録が閲覧可能だと思います。こちらの172ページから178ページを御覧いただくと、その経緯はお分かりになるかと思っておりますので、御覧になってみてください。

うきは市では、現在いろいろな課に大勢の会計年度任用職員の皆さんが働いておられます。200名を超える方々かというふうにもおっしゃっておられたかと思います。その方々の雇用についてのお話です。全員協議会、そして議案質疑の際に内部調整不足であったというようなお話もしておられました。昨日、市長からはスクラップ・アンド・ビルドの一環として会計年度任用職員の人事労務管理を業務委託に、外に出すことで、何とかその労務から解放してあげたいというような御発言があったというふうに理解をしております。

12月議会、現在、どのようにお考えでいらっしゃるのか、そして今後の取組についてどのように考えていらっしゃるのか、改めてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、民間への「会計年度任用職員包括業務委託」について、9月定例会に提案し、取り下げられた「会計年度任用職員業務委託」について、その後の取組状況について御質問をいただきました。

議員御指摘の「会計年度任用職員包括業務委託」につきまして、経緯を改めて御説明をさせていただきます。

うきは市では正規職員の234名とは別に、補助的業務を行う会計年度任用職員、約270名の方が様々な業務に携わっていただいております。しかしながら近年、それぞれの所管の業務量が増加、複雑化している一方で、会計年度任用職員は原則的に1年ずつの短期雇用という形での不安定な雇用形態であることから、短期での離職や採用辞退が発生をしている状況であります。

今後も社会経済情勢の変化により労働力不足の状態が続く中で、業務の質を確保しつつ、より効率的な行政運営を遂行する観点から、会計年度任用職員について業務の一部を民間事業者等に包括的に業務委託することを検討してまいりました。特に会計年度任用職員を多く配置しております学校教育課及び生涯学習課について、当面の包括的業務委託の対象として検討したところでございます。学校現場については、複数の小・中学校において同様の業務を行っていることなどの状況があり、また、生涯学習課については会計年度任用職員のための職場があるなど、それぞれが業務委託になじみやすい環境にあると判断したところであります。

議員の皆様には十分な説明がなされなかったことで大変御心配をおかけしたことを心からおわびを申し上げます。

その後の対応としましては、引き続き他の自治体の情報等を収集しながら、適切な仕組みづくりと、現場での混乱が起きない形での業務委託等について検討しているところでございます。

また現在、厚生文教常任委員会におかれましては、閉会中の継続調査として当会計年度任用職員包括業務委託に関するものに取り組んでいただいているところでございます。市としましては、厚生文教常任委員会での御検討、また御意見等も踏まえながら、最善の方法で提案することも含

め、今後とも内部で十分、かつ慎重に協議を続け、方向性を考えていきたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。ここからは再質問になります。

私の場合は、一般市民としての視点、それと子育てをする保護者としての視点からの質問になるかと思えます。よろしく願いいたします。

まず一般市民としては、今現在、職員の皆さんの数が大分、本来の人数より少なくなっているということを伺うと、ICTにできる業務はICTを十二分に活用していただいて、職員の方々は、基本的にはやっぱり付加価値の高い業務に注力していただきたいという思いはあります。その中で職員の皆さんの業務バランスであったりとか、量、質を気をつけていただきながら、私たち一般市民に対するサービスとして安定した質を担保していただくために、まだ人が介在しなければならぬような業務については、民間でできることは民間でというふうに御提案されたということも、私自身は一定理解をしております。

ただ、やっぱり民間委託に取り込む上で、ユーザーである私たち市民にとってからすると、例えばそれがサービス向上であったりとか、コスト面などのメリットがないとなかなかやっぱり本末転倒になってしまうんじゃないかなというふうに市民としては受け取ります。いま一度、その点を確認させていただきたいなというふうに思っております。

総務省のほうで包括業務委託に関する方針というか、そういったものを出されている内容をいろいろと私なりに調べてみました。窓口委託に関する見解を初めに総務省のほうが出されたのが平成20年。この間、市として今回提案の中に大きく取り上げていらした生涯学習であるとか学校教育の分野、こういったところで業務委託について調査ですとか検討を行ってこなかったのか疑問に思って、これも私なりに確認をしてみました。

ひょっとしたら所管課の方々は御覧になってるかもしれないんですけども、ちょっと皆様のお手元の資料には配付していないんですが、地方行政サービス改革の取組状況というデータのほうでピックアップできました。うきは市に関しては、平成29年の段階で窓口業務の民間委託予定なし、総合窓口設置予定なし、庶務業務集約化実施予定なしとなっております。全国の類似自治体がそれぞれ13.4%、10.1%、0.2%、この段階で別に特段遅れているという状況ではないだろうというふうに思います。

それから数年たちまして、令和3年4月時点、この段階で14.8%、15.6%、28.9%、うきは市のページを見ましたところ、実施予定なしという表示になっておりました。ということは、この2年ぐらいで検討、調査をなされたのかなというふうに感じました。

近隣自治体の中では、久留米市のほうがもう既に窓口業務は民間へ委託をされております。一

方、うきは市の関連所管課の方々が視察に選定されていたのは、学校教育等を既に民間へ委託を行われている2市町でした。こちらの2市町に関しては、委託先が全く同じ会社です。つまり同じようなスキーム、学校教育を含んだところのスキームを視察、検討先として選ばれているので、その2か所を御覧になったところで比較検討材料と果たして言えるのだろうかというのは、疑問として感じました。

会計年度任用職員をお引き受けいただく人材の確保に関して、当然、人事管理担当の職員の方々がすごく負担が大きいというのは、これまでの質疑の経過を通じて、私自身、職員の方とお話をさせていただいても承知をしておるんですけども、例えばほかのもろもろの総務省が提示しているこういった改革の流れの中で出されているようなスキームよりも、生涯学習分野であるとか、学校教育分野を含め、そちらを優先しよう、先行させようというふうに判断された、その流れについては、今、どういうふうに考えておられるのか、今現在の心境といたしますか、お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただきましたように、包括業務委託契約を提案した背景として、先ほど会計年度任用職員というのは、ネーミングどおり、基本的に1年なんです。特例で2回だけということで、3年まで雇用することはできるんですけども、それでも非常に短期間であるということ、そしてどうしても短期間ゆえに業務の習得度が当然上がらないというか、そういうこともありますし、そういうことを含めて短期の離職とか、採用辞退が発生しているということを申し上げました。

そのほかにも、例えば会計年度任用職員の中ではどちらかというと専門に特化したような職場もあるんですけども、募集してもなかなか集まらないと。そうしますと、やっぱり民間が持っている幅広いネットワークを活用したほうがいいんじゃないか、それから短期雇用についても民間委託すれば、民間のほうが長期的に、いわゆる絶対とは言いませんが、正規職員として、要するに長期雇用が可能になる、そういうことを考えたということと、先ほどあえて申し上げなかったんですが、昨日、野鶴議員の質問のときにもお答えしましたように、スクラップ・アンド・ビルドで毎年、総務課のほうが業務の見直しをやっております。非常に厳しいんですが、スクラップって一言で言っても市民の行政サービスに直結する話でなかなか厳しいんですが、それでも毎年、検討してる中で、やはり会計年度任用職員、特に学校現場とか、社会教育の現場が会計年度任用職員の人事管理であったり、労務管理が非常にもう重たくなってきているというか、そして職場がいっぱい分散してますので、もう同じことをおのおのの職場で大変な苦勞をしてる、そういう業務を職員から解放してあげて、職員には本来の企画立案業務とか、市民の皆さんへ直接的なサービス提供など、職員でないといけないような業務に注力したいと、昨日申し上げました。

そういう背景もあって提案をさせていただきました。

その後、私どもも、例えば全国の事例で、民間事業者がどういうふうを受けてるかということでもいろいろ調査をしました。1つ心配なのが、やっぱり地元雇用が本当に確保されるかという問題がありましたが、どちらも受注事業者については地元で営業所を設置して、地元密着型で雇用創出を図っているということも分かることができました。

それから、人材育成ですね。広くネットワークを持っておられますので、かなりの人材育成に力を入れておられまして、業務の遂行能力も格段に上がるのではないかと、こういう判断もさせていただいております。

それからもう一つ、法的な話なんですけど、偽装請負ってお聞きになったことありますか。偽装請負も委託業務で大きな課題になるんですけど、ほとんどの受注事業者が偽装請負対応もしっかりできて、そういうことも今時点、つかんでいるところでもあります。

そういうことで、先ほども答弁させていただきましたように、もう少し様々な情報を取りながら、内部で十分かつ慎重に協議をしたいと思っておりますし、また議会の厚生文教常任委員会での検討、御意見も、ぜひとも拝聴して判断していきたいと、このように思っているところでもあります。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

先ほど市長がおっしゃった内容については、もちろん私もある一定理解はしております。

お尋ねしたかったのが、総務省のほうが出されている庶務業務の集約です。こういったところ、あるいはうきは市役所で言うならば、浮羽庁舎のほうではなくて、吉井の本庁舎のほうの総合窓口設置、こういったところについての検討は、これと並行して、あるいはこれに優先してなされてあるのかどうかというのをちょっとお尋ねしたつもりだったのです。すみません。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 吉松総務課長。

○総務課長（吉松 浩君） 総務課、吉松でございます。よろしく願いいたします。

議員御指摘の例えば庶務事務の集約でありますとか、総合窓口の設置ですとか、そういったものについては、ある程度、私ども選択肢の1つとして内部で検討してきたところでございます。例えば庶務業務の集約につきましては、やはり浮羽庁舎の総合的な窓口、それから市民生活課の窓口等があるということ。それから、ちょうどマイナンバーカード等の受付等で非常に業務が錯綜してたところもありますので、そういったところでなかなか今、取りつくわけにはいけないなというところも判断材料として1つございました。

それから、総合窓口につきましては、もう皆様方、議員御承知だと思いますけれども、いわゆ

る情報システムの全国共通化という形で、国が今、動いております。そういったものに向けて、どの段階でかは総合窓口への検討も本格的にする必要は出てこようと思いますが、今現時点ではそういったところも1つ、国の仕様などを含めて待ちたいということもございましたので、こういった今回の提案ということになってきたということになっております。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） 今、ちょうど総務課長のほうがシステムの標準化をお話しになりましたので、私、何も全てに反対してわけではない立場です。窓口業務に関して言うならば、システムの標準化が行われることで、恐らく私たちよりも下の年代の方々はまだやれて当たり前の世代の方々なので、そういった人材は恐らくこれから、ひょっとしたら市町村の垣根を飛び越えて職に就いていただきやすくなるのかもしれない。

ただ、窓口業務系と、特にやはり私は保護者の立場でもあるので、学校教育系が、果たして同じテーブルで同じようにもまれてよいのだろうかという懸念をすごく強く抱いております。まず先に窓口業務のほうに関して言うならば、恐らくシステムの標準化がなされた場合には、人材の流動化が進むであろう。ただ、やっぱり今って恐らく過渡期にあるんだろうと思います。この過渡期においては、市民の皆様の利便性の向上をまずは図っていただきたい。それが先ほどちょっとお話しさせていただいた総合窓口の設置であるとか、庶務業務の集約です。こちらに関しては、これからちょっと進めていっていただけるのかなというニュアンスで受け取ったんですけども、昨日、市長のほうもおっしゃいましたけれども、これからさらに行政の変化のスピードが増していくというようなお話を昨日ちょっとしてらっしゃったかと思うんですが、職員の数がこれだけ減っている中で、スピード感もどんどん増していく中で、多分本当に御苦労はあるんだとは思いますが、そのはざまを埋めるというんですかね、柔軟な体制にしていけたらなというふうに、一気に民間のほうに委託してしまうというのはやっぱりすごく市民目線で見てもちっと不安感があったので、そこは柔軟な体制を取っていただけたらなというふうに思ったところです。

それとこれは以前、総務課のほうに情報提供させていただきましたが、先進自治体である前橋市、こちら、包括業務委託の選定基準など含めた全体のフローが物すごくしっかり構築されておりました。それと九州管内で言いますと、民間への包括業務委託の2クール目になる日南市の情報についても情報提供をさせていただいております。さらに加えて言うならば、内部調整のほう、これから進められるということであれば、民間の包括業務委託についてサウンディング型の市場調査をしておられる自治体が全国にかなりの数ございました。なるべくこういった先進自治体の情報、先ほど市長もおっしゃっておられましたが、先進自治体の情報を課をまたいで共有させていただいて、ぜひ必要十分な調査をしていただいてから、我々に御提示いただいてから、半年後に

もうスタートみたいな、そういったちょっと急ぎ過ぎてるんじゃないかなというような形ではなくて、進めさせていただきたいなというふうに思っております。

ここからは一保護者の目線で付け加えさせていただきます。市内には私立の小・中学校がありません。ほかに選択肢がないローカルの市の義務教育の最前線に立っておられる指導員の方々が不足している。そのための人事管理の業務が非常に厳しい。9月時点で考えますと、約半年で準備をするという、前回、御提示をいただいたわけです。それに対してはやっぱり今申し上げましたとおり、かなり急なスピードだったし、一保護者の視点で見たら、それをもし例えば学校で説明などされたとしても、かなりやっぱり乱暴な御提案だというふうに受け取ったんじゃないかなというふうに思っています。

総務省の行政サービス取組状況の民間委託のフォーマット、こちらのほうを拝見しました。掲載されているもの、学校については主に給食調理、給食の運搬、用務員事務、そして学校施設の保守管理、こういった児童のみんなとか、生徒のみんなに直接触れ合うことのないポジションの職種の方々のところがほとんどでした。支援について、このフレームの中では積極的に触れられていないんですよ。よその自治体でも、この指導員たちのところについて先進的な事例だみたいな形でアピールされてる自治体、ほとんどなかったんです。教育の質を客観的に評価したり、検証したりする仕組みがない中で——人事管理ですよ、それは大人の都合だと思うんです。やっぱりそういった観点から経費的などころであるとか、そういったところよりも、やっぱり子供たちと直接触れ合っていたらいい指導員の方々がその場その場で判断していらっしゃることってすごくいっぱいあるので、その方々の立場が適正にその時点その時点で判断できなかつたりという状態に置かれるというのは、やはりちょっと怖いなというふうに思っております。

文科省の過去の中教審の審議を一通り私なりに調べてみました。教育の方面ですよ。短期間では見合う効果が必ずしも期待しにくい面がある。そういったところが安易に切り捨てられる恐れはないか。教育の成果や学校での事故などを巡って、設置者と受託者の間で責任の所在が不明確になるおそれはないか。契約解除や経営破綻などによって児童・生徒の教育を受ける権利が侵害されるおそれはないか。こういったおそれがあると触れられておりました。

都会であれば、ほかに選択肢があるかもしれませんが、ローカルだとやはりなかなかその次の選択肢というのは見つけにくいと思います。ですので、やはり私も保護者としてこういったおそれを抱いております。

やっぱりうきはでこれから育っていく子供たちへの教育環境のことですので、現段階では市としてしっかり取り組んでいただくべき事業だというふうに思っているんですけども、この点、何かお考えがありましたら御回答いただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、指導員の話がありました。議員御指摘のように、もし会計年度任用職員が無期契約で雇用だったらそういうふうになっていこうかと思いますが、基本的に1年限りなんです。そうするとなかなか継続性がない。そこに問題意識を持っているところであります。

しかし、今、先進事例を調べていろいろ御指摘いただいておりますので、そういうところも含めまして、今、検討中でございますので、しっかり議員の御指摘も踏まえまして、内部で検討させていただきたいと、このように思っています。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

私自身は結婚で移住して、出産を経て、自分自身が非常勤で働くという立場を自分自身で選択したこともありまして、やはり暮らしの中で優先順位を考えて、自らそういうスタイルで働く方が一定数いらっしゃるということはもう承知をしております。恐らく今現在、会計年度任用職員として働いている皆様の中にも、家庭の中でやりたいこと、やるべきこと、あるいは自分の選択肢としてもっとやりたいことがあるから、このスタイルで働いているという方もやはりいらっしゃると思います。ですので、そういった方々の視点と、あと先ほど申し上げた市民ニーズですとか、保護者ニーズの視点から質問をさせていただきました。

すごく問題としては難しいとは思いますが。ただ、全部が全部反対というわけではなくて、この段階でやるべき領域なのかなというところで、優先していただきたい領域と内容と、精査をさせていただいて市民の皆さんですとか、今現在、職場で働いてくださっている皆さんにとって御納得いただける形で提示いただけたらありがたいなというふうに思っております。御検討、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、引き続き大きなテーマの2、これからの時代の児童・生徒の学びについての質問に移らせていただきます。

こちらは、昨年度からコロナが明けて再開されました浮羽究真館高校の生徒たちとの交流ですとか、あるいは私のSNSを通じてアプローチをしてくださった若者たちから出てきたアイデアを私なりに改変して提案させていただくものです。

まず、浮羽究真館高校の学生との交流ですけれども、この2年にわたって研究発表会のほうに参加をさせていただきました。教育長のほうも参加をしておられたかと思います。その際に多くの生徒がうきはの地域課題として、うきはの農業を取上げてくれておりました。私も家族が農業をやっているのですごくうれしく思ったところです。彼らの研究発表の中には、小学校から農業体験をとという意見がありました。

あと、SNSのほうでアプローチしてくれた20代の若者の意見としては、うきはの農産物、こちらの生産、流通、販売について、大学生活の中で課題として取り組みたいですとか、うきは

の林産物から商品を生み出したいなど、すごく積極的なアイデアを持っている学生もおられました。まだやはり学生なので、ふわっとしたアイデアなのかもしれませんけれども、こういった若者たちがまたうきはへ戻ってきてくれたら、町を元気にしてくれるキーパーソンになってくれるのではないだろうか。

だったら、彼らから出てきた農業にまつわるアイデアに類するようなもので、実際に自治体の事業として取り組んでいる先進自治体はないだろうか、うきは市がそうした事業にトライできそうな事業はないだろうかということで、全国の自治体の取組事例を探してみました。その中でちょっと見つけたのが、皆様のお手元のほうにお配りした喜多方市小学校農業科の取組です。傍聴席の皆様のお手元には、お持ちでない方もいらっしゃると思います。すみません。こちらの資料をちょっと御覧いただきながら、3つの質問をさせていただきたいと思います。

まず1つ、世代間交流や地域の将来を踏まえ、本市の基幹産業が農業である強みを子供たちの育ちに、学びに生かしたいと考えました。そこで、市を挙げて農業科に取り組んでいる先進事例を参考として、長期スパンで農業という、農業はあくまでツールです。農業というツールを使ったアクティブラーニングとして農業生産、販売、広報などを学ぶ九州初のモデル事業に取り組んではいかがでしょうか。

2、モデル事業の数年後、言うならば、うきはの未来の種としての農業科を市内の全小・中学校の総合学習へと組み込めないでしょうか。

3、これらの事業を行う際に、学校の先生方がもう今現在、限界に近づいていらっしゃるというのは私も承知をしております。したがって、地域との連絡、調整を行ったり、あるいは関連する職業の方をピックアップする、そういった人材を外部から登用されてはいかがでしょうか。

3点です。よろしく申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 高木市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、これからの時代の児童・生徒の学びについて、大きく3点の御質問をいただきました。

いずれも教育行政に関する御質問ですので、教育長から答弁をさせます。

○議長（江藤 芳光君） 樋口教育長。

○教育長（樋口 則之君） 本市の基幹産業であります農業を生かしたモデル事業の取組についての御質問です。

児童・生徒による農業体験の意義としては、文部科学省が出しております「子ども農業・農村体験活動ハンドブック」によりますと、まず「いのち」を相手にする活動であること。つまり、毎日少しずつ成長する農作物と向かい合うことで自分と「いのち」の関わりに触れることができること。次に、地域の人、暮らし、なりわいに分け入った体験ができること。つまりこれまで会

ったことのない人々とふれあい、「共感」を伴った「問題意識」や「学び」の機会を得ることができると。さらに暮らしに直結する活動として、食と農の距離を見いだすいい機会になることなどが挙げられております。

議員御提案の内容としまして、生産、販売、マーケティングの一連の工程を子供たちに体験させることと認識しておりますが、まず農業というものは作物によるものと思いますが、年間を通じて草刈りや肥料やりなど、収穫以外の作業でも多くの時間と労力が必要となります。また、加工から販売となると食品衛生法の規制もあり、難しいところもございます。そのため、例えば市民大学子ども未来学部の中でうきは市の農産物を使った料理教室など、1日事業で子供たちに農業に興味を持ってもらいやすい取組などから検討し、複数回にわたって行うような事業については、今後どのような取組であれば実施可能か研究していきたいと考えております。

続きまして、2点目のモデル事業の数年後に市内の小・中学校の総合学習でこの事業に取り組んでどうかと、3点目の地域との連絡、調整を行う人材を外部から登用してはどうかにつきましては関連がございますので、併せて回答をいたします。

平成29年に改訂されました学習指導要領では、総合的な学習の時間の全体の目標を踏まえ、各学校の目標を定めるようになっています。目標達成のために各学校が判断した学習課題を児童・生徒の興味関心に基づいて設定しています。このことを基に現在、うきは市の小学校では山春小学校の「お茶摘み体験」や「フルーツの町うきはの調べ学習」、千年小学校の「調べよう！おいしい千年米」など、各校区の地域の特色に応じた農業体験に取り組んでいるところです。

今後、外部ボランティアなどを活用した農業体験の充実について検討していきたいと考えておりますが、総合的な学習の時数も限られておりますので、議員御提案の総合学習での農業科の取組及び外部人材の登用までは、現時点では実施する考えはございません。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

それでは、今現在、喜多方市の取組がどういうふうになされているのか、喜多方市を御覧になったほかの自治体へも広がっている事業なので、この辺り、ちょっと御紹介したいと思います。

こちらの農業科を担当されている先生の言葉が資料の中にありましたので御紹介をさせていただきます。小学校にありがちな大人がお膳立てをする成功しかない農業体験ではありません。自分たちで育てたからこそ、農業の食を作るということのやりがいに気づいたり、できないという失敗を経験したり、なぜできなかったのか主体的に考えて気づいたりする。農業科が様々な科目を領域横断的につなぐ役割を担っている。そして、農業科の授業そのものが支援員をはじめとする地域の方々にとっての関わりしろになっている。農業科が開かれた学校運営につながっているとありました。

先ほど生涯学習の市民大学の中の1つの事業としてちょっと検討いただけるようなお話を伺ったんですけれども、それだとやはり手を挙げてくれた子供しか関わることができませんし、また親御さんがそういった取組に対して興味関心を持った御家庭しか、そこには恐らく関わりしろがないのだろうというふうに思います。

実は喜多方市だけではありません。配付資料のほうにはQRコードを出させていただいてるんですが、北海道の美唄市が、我こそは全国2例目だということで、総合学習で農業科を始められております。そして、農業科としてはうたっておられませんけれども、千葉県の我孫子市や山口県の萩市のほうでも同じような取組がなされております。

例えば、中学校のほうも難しいじゃないかということもお考えかもしれませんが、今、中学校では職業体験があつてると思います。この職業体験の中に一部組み込むという形で実施をされております。じゃあこの地域の方々がどういう関わりをされているのかとなりますと、農業指導員というポジションで関わっておられます。

今、学校というのが地域とちょっと隔絶してしまっている、地域の方々からしたらどうやって学校に関わったらいいのか分からない、どうやって子供たちにアプローチしていいのか分からないというお声を伺うことがあります。御自身のお孫さんだけという高齢者の方々も大勢おられると思います。ただ、やはりお子さんだったり、お孫さんのためだったら、地域の皆さんもすごく協力的なお取組をされてるわけなんですよ、こちらのそれぞれの自治体のほうで。子供を中心に据えて、子供に失敗しろよと、自分で考えろよというふうに、子供を中心に地域が巻き込まれていくような形というのがやっぱり持続可能な地域の1つの在り方なんじゃないかなというふうに、私自身はすごく考えます。私も子供の活動にすごく巻き込まれるのが好きなので、もういろんな形で巻き込まれてるんですけれども。

市長も度々、口にしておられますけれども、自然との共生であったり、循環型社会であったり、こういった社会課題と呼ばれるものとか、そういった事象と子供たちの位置関係が近くなることにもつながるんじゃないかなというふうに私自身は思っています。彼らに農業をさせることで、例えばうきはの鳥獣害の被害であるとか、生ごみから生まれる堆肥のこととか、もっと身近になって考えてくれる、そういった1つの種になるんじゃないかなというふうに思ってるんです。

もちろん学校だけでは、先ほども申しましたとおり、教職員の方々が今、本当にヘビーな状況というのは重々承知しております。むしろそこではなくて、地域の方々に巻き込まれていただきたいので、できたら全庁的なお取組を考えていただきたいんです。先ほどすぐ教育長の御答弁のほうに振られてしまったんですけれども、私が農業科を市の未来の種だというふうに考えてる理由なんですけれども、例えばICT教育とか、英語教育とか、こういった教育というのはもう全国津々浦々の学校が積極的に、いや、うちこそ先進的に取り組んでいますよと表明をしておられ

ます。それって結局、全国どこでもやってることなんじゃないのというふうに思います。うきはというローカルだからこそこできる教育、逆に大都会ではできない教育ということを考えると、やっぱりもう基幹産業として純然とここにある農業を通じた教育というのが、まさにそれに該当するのではないかなというふうに私自身は思っております。

農業科というふうにとらえずにやってらっしゃる自治体はいろいろあります。ただそれがもし九州初だったらすごくインパクトがあるだろうというふうに思います。もちろん子供の育ちであったり、子供の学びというのが一番の肝ではあるんですけども、ただ、地域デザインとか、そういったところの視点から考えると、教育を頭の中で基準に入れながらI・J・Uターンを考えてらっしゃる移住者の方というのは相当数いらっしゃると思います。実際、そういったことを基準に移住してきたという友人もおります。

それこそ学歴偏重主義ではない御家庭にとっては、こういった教育の在り方というのはすごくインパクトがあるというふうに思っております。大変興味深いコンテンツになり得るだろうなというふうに思います。ですので、教育も含めたところの市としての考えとして、例えば先ほど学校の中、入れることは今現在は考えていないというふうにおっしゃられましたけれども、まずは先進自治体の視察であるとか、先進自治体の担当する職員の方の招聘ですとか、こういった計画のほうから取り組んでいただくことができないでしょうか。お考えをお聞かせください、よろしくをお願いします。

○議長（江藤 芳光君） それぞれ答えてください。まず市長から。高木市長。

○市長（高木 典雄君） この後、また教育長のほうから話があるかもしれませんが、先ほどの答弁では、今後、研究してまいりますというふうな話がありました。

私がかねがね、農業はこれから本当にクリエイティブな産業だと、このように思っています。クリエイティブというのは、新しい発想、新しい創造性が求められる産業と、こういうふうに思っています。

今日午前中、岩淵議員の質問のときに副市長のほうからの答弁で、今後の農業は付加価値だという話がありました。私も全く同じ発想です。まずどういう農作物を作るか、消費者の方に買ってもらおう作物はどうかということを考えたときに、やはり発想力が必要になります。

それから、加工品、ぜひ付加価値を高めるために加工品を作ろうといったときにも大きな発想力が求められるわけであります。

そして、3番目に流通なんですけど、今までは農作物を作るだけということでは終わってたんなんですけど、今回のいろんな資材高騰のときに、うきはの農業、価格転嫁ができないというのが大きな課題になってます。流通まで農業がやっぱり口を出していかないと、なかなか価格転嫁はできないと思っています。そうすると流通についても農家が入っていくと、やはりコミュニケーション能力、

表現力、消費者に訴える力が必要になってきます。

そういうことを考えますと、本当にこれからの農業というのは、クリエイターまでは言いませんが、クリエイティブな産業ゆえにやっぱり小さい子供のときからしっかりそういうセンスも磨いていかなくちやいけないと常々思ってますので、また樋口教育長ともちょっとそういう視点で意見交換をしたいと、このように考えております。

○議長（江藤 芳光君） 教育長。

○教育長（樋口 則之君） 議員のほうから喜多方市の先行事例を御紹介いただき、大変参考になりました。

現在、うきは市の小学校におきましては、御幸小学校と吉井小学校以外の5つの小学校では、農業に関するいろんな作物を作って育てて収穫をするといった総合の学習を行っております。大石小学校は6次産業についてまで調べていくという計画を持っているところです。

先ほどは、農業体験は命の学習だということを申し上げました。別の切り方をしますと、やはり農業体験というのは勤労の貴さだったり、生産の喜び、ひいては地域社会に対する愛着を高めるといふ、私も非常に貴重な体験だと思っております。しかし、ややもすると、今まで私自身も体験したことですけれども、やっぱりどうしても子供たちは学習に限られますので、おいしいところ取りの体験になってしまったというところは問題があります。もう一つの問題点は、地域の課題ではありますけれども、本当に子供たちが課題意識を持った課題になってはいなくて、やらされているような課題に、もう農業体験ありきになってしまって、本当に子供たちの課題になってないというような問題があるのも事実でございます。そういったところをうまく課題を解決して、この先行事例に学ばせていただいて、より今の総合学習の中で、また市としての生涯学習課の事業で充実できることに参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（江藤 芳光君） 2番、高木議員。

○議員（2番 高木亜希子君） ありがとうございます。

今日、配付資料の中には含んでいないんですけども、こちら、千葉県我孫子市のとある小学校の取組です。こちらの小学校ではトマトを栽培して、トマトで何が作れるだろうか、加工品、何が出来るだろう、考えて、実際、自分たちで調理をして、瓶詰をして、ラベルを作って、販売まで、ここまで小学生たちにトライアルさせているんです。ここまでやって、私は初めて彼らの学びが物すごく大きくなるだろうというふうに思っています。今日の御飯にトマトケチャップです、キャッチコピーが。とてもすてきなことだと思います。ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。

以上です。終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（江藤 芳光君） これで、2番、高木亜希子議員の質問を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

連絡します。明日12月13日、午前9時から一般質問を行った後、議案質疑を行いますので、
よろしく願いをいたします。

以上でございます。

本日は、これで散会します。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後3時59分散会
